

有価証券報告書

(証券取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	平成18年4月1日
(第2期)	至	平成19年3月31日

阪神高速道路株式会社

大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号

(671061)

目次

頁

表紙

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	3
3	【事業の内容】	4
4	【関係会社の状況】	7
5	【従業員の状況】	8
第2	【事業の状況】	9
1	【業績等の概要】	9
2	【生産、受注及び販売の状況】	12
3	【対処すべき課題】	12
4	【事業等のリスク】	13
5	【経営上の重要な契約等】	19
6	【研究開発活動】	20
7	【財政状態及び経営成績の分析】	21
第3	【設備の状況】	24
1	【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	24
2	【道路資産】	26
第4	【提出会社の状況】	30
1	【株式等の状況】	30
2	【自己株式の取得等の状況】	33
3	【配当政策】	33
4	【株価の推移】	33
5	【役員の状況】	34
6	【コーポレート・ガバナンスの状況】	37
第5	【経理の状況】	41
1	【連結財務諸表等】	42
(1)	【連結財務諸表】	42
(2)	【その他】	73
2	【財務諸表等】	74
(1)	【財務諸表】	74
(2)	【主な資産及び負債の内容】	106
(3)	【その他】	110
第6	【提出会社の株式事務の概要】	111
第7	【提出会社の参考情報】	112
1	【提出会社の親会社等の情報】	112
2	【その他の参考情報】	112
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	113
第1	【保証会社情報】	113
第2	【保証会社以外の会社の情報】	113
第3	【指数等の情報】	115
	〔監査報告書〕	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年6月28日
【事業年度】	第2期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 博夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 小野崎 泉
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 小野崎 泉
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第 1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第 1 期	第 2 期
決算年月	平成18年 3 月	平成19年 3 月
営業収益（百万円）	105, 147	188, 553
経常利益（百万円）	4, 685	2, 234
当期純利益（百万円）	1, 194	1, 702
純資産額（百万円）	21, 194	22, 897
総資産額（百万円）	173, 132	232, 225
1 株当たり純資産額（円）	1, 059. 73	1, 144. 87
1 株当たり当期純利益金額（円）	59. 73	85. 14
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額（円）	—	—
自己資本比率（％）	12. 2	9. 9
自己資本利益率（％）	5. 8	7. 7
株価収益率（倍）	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△4, 273	△41, 460
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△3, 810	△4, 389
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	15, 823	44, 689
現金及び現金同等物の期末残高 （百万円）	35, 135	33, 973
従業員数（人）	845	849
[外、平均臨時雇用人員]	[110]	[256]

（注） 1. 設立初年度となる第 1 期連結会計年度は、設立日である平成17年10月 1 日から平成18年 3 月31日までの 6 ヶ月間であります。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 純資産額の算定にあたり、当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月 9 日 企業会計基準第 5 号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月 9 日 企業会計基準適用指針第 8 号）を適用しております。

6. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 1 期	第 2 期
決算年月	平成18年 3 月	平成19年 3 月
営業収益（百万円）	105,020	187,718
経常利益（百万円）	4,655	1,466
当期純利益（百万円）	1,179	1,251
資本金（百万円）	10,000	10,000
発行済株式総数（千株）	20,000	20,000
純資産額（百万円）	21,179	22,431
総資産額（百万円）	172,572	230,644
1 株当たり純資産額（円）	1,058.98	1,121.55
1 株当たり配当額 （うち 1 株当たり中間配当額）（円）	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益金額（円）	58.98	62.57
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額（円）	—	—
自己資本比率（％）	12.3	9.7
自己資本利益率（％）	5.7	5.7
株価収益率（倍）	—	—
配当性向（％）	—	—
従業員数（人） [外、平均臨時雇用人員]	818 [109]	781 [110]

（注） 1. 設立初年度となる第 1 期事業年度は、設立日である平成17年10月 1 日から平成18年 3 月31日までの 6 ヶ月間
であります。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 純資産額の算定にあたり、当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計
基準委員会 平成17年12月 9 日 企業会計基準第 5 号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計
基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月 9 日 企業会計基準適用指針第 8 号）を適用して
おります。

6. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨
時従業員数は [] 内に年間平均人員を外数で記載しております。

2【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、阪神高速道路公団（以下「阪神公団」といいます。）の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年 月	事 項
平成17年10月	阪神高速道路株式会社設立
平成17年11月	財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成17年12月	阪神高速サービス㈱（連結子会社）を株式取得により子会社化
平成18年1月	阪神高速サービス㈱が、財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、店舗賃貸、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等の一部を譲受け
平成18年3月	高速道路における保全点検・維持修繕を総括的に実施させるため、阪神高速技術㈱（連結子会社）を株式取得により子会社化
平成18年3月	高速道路株式会社法第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」を締結

3【事業の内容】

当社及び関係会社（子会社10社及び関連会社2社（平成19年3月31日現在））は、高速道路事業、受託事業及びその他の事業の3部門に関係する事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の3部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」（以下「協定」と総称します。）、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、大阪市、神戸市及び京都市等の区域の高速道路（注1）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

なお、高速道路の公共性に鑑み道路利用者より収受する料金には、利潤を含めないことが前提とされ、かかる料金収入は機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てられることとなります。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

事業の内容	会社名
保全点検・維持修繕業務	(連結子会社) 阪神高速技術㈱
料金収受業務	(非連結子会社・持分法非適用会社) ㈱高速道路開発、㈱サナウィン、㈱コーベックス、㈱エイチエイチエス、 ㈱ベイフレンド (持分法非適用関連会社) ㈱グローウェイ
交通管理業務	(非連結子会社・持分法非適用会社) ㈱阪神パトロール（注2）
その他業務（注3）	(持分法非適用関連会社) ㈱ハイウェイ技研

(注) 1. 高速道路株式会社法第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。

2. 平成19年4月1日に全発行済株式を取得し、連結子会社化を図っております。また、同日、商号を阪神高速パトロール㈱に変更しております。

3. 高速道路の設計、測量及び施工管理業務等であります。

(2) 受託事業

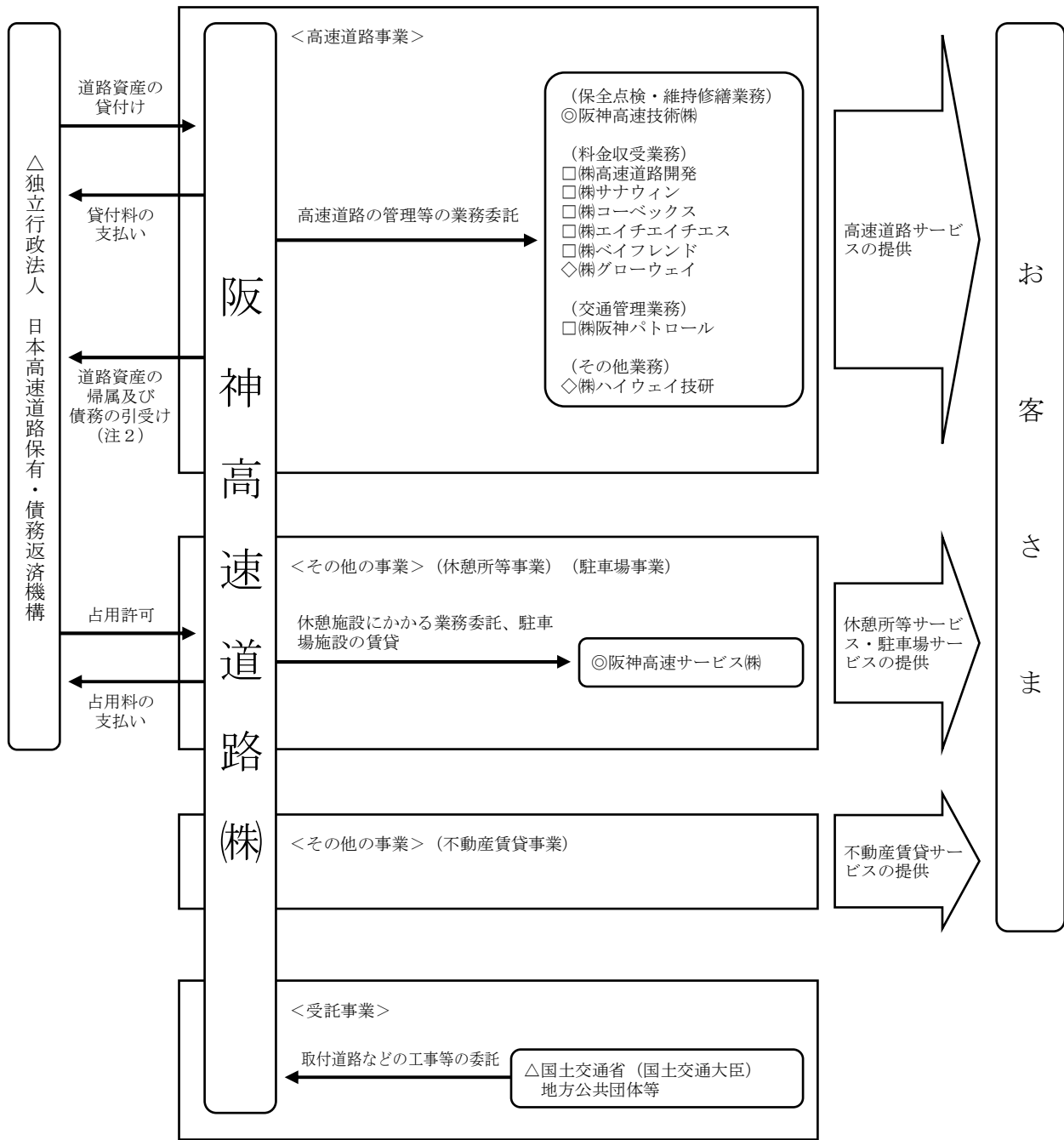
受託事業においては、当社が国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業等を行っており、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等から当社において一体として実施することが適当と認められた取付道路などの工事等を当該国、地方公共団体等から受託しております。

(3) その他の事業

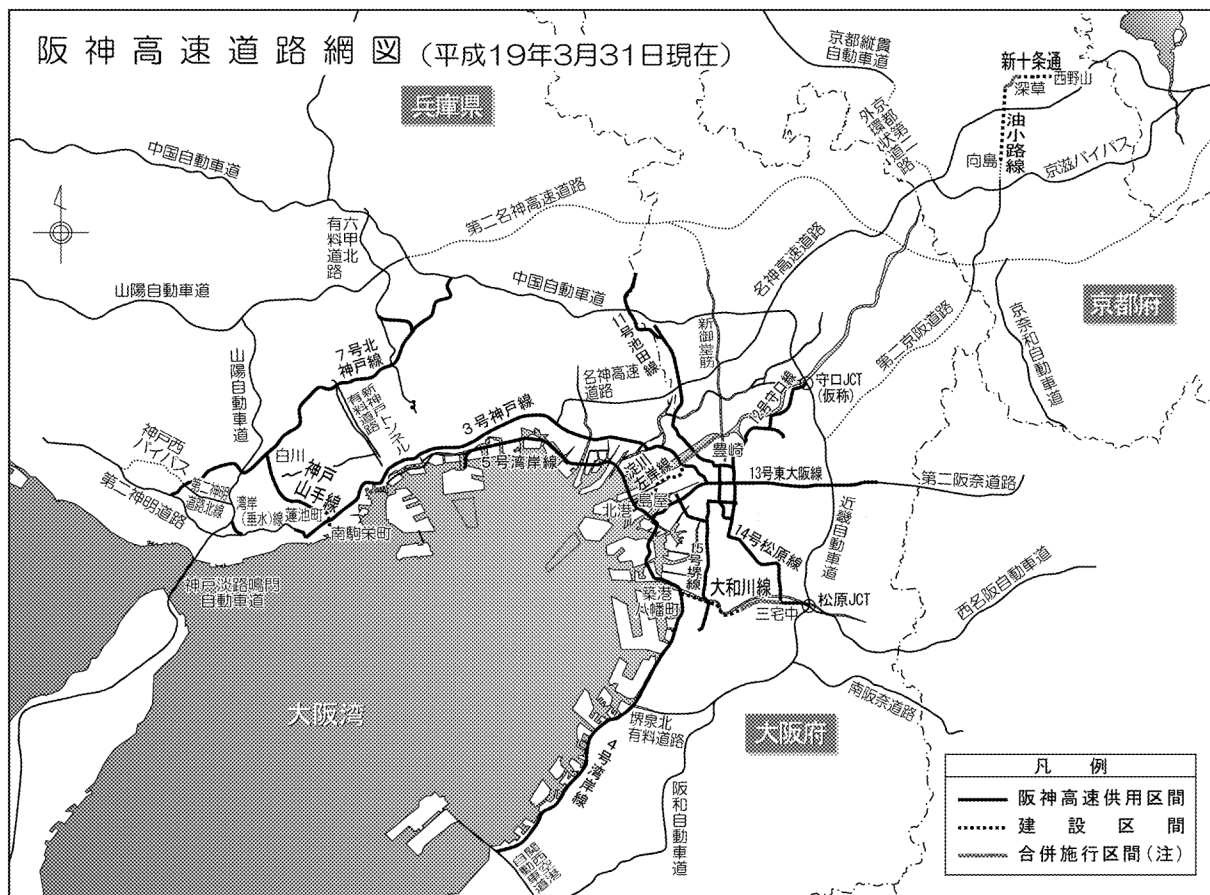
その他の事業には、休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等に係る事業が含まれます。

休憩所等事業については、当社の管理するパーキングエリア（以下「PA」といいます。）のうち、レストラン・売店が設置されている6箇所において、当社がレストラン等運営事業者に営業を委託し、連結子会社である阪神高速サービス㈱に休憩施設にかかる巡回等の業務を委託することにより運営しております。また、駐車場事業については、当社が連結子会社である阪神高速サービス㈱に駐車場施設を賃貸し、同社が管理運営を行っております。さらに、不動産賃貸事業については、当社がその所有する土地につき時間貸駐車場事業者への賃貸等を行っております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



- (注) 1. ◎は連結子会社、□は非連結子会社（持分法非適用会社）、◇は持分法非適用関連会社、△は関連当事者を示しております。
2. 機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。



（注） 合併施行とは、府・県・市などの道路管理者と会社が協同で事業を実施する仕組みであります。道路管理者による街路事業が概成した後に有料道路事業を導入することにより、地方負担の軽減が図られるとともに、ネットワーク全体を会社が一元的に管理することが可能になります。当社では平成18年度から新たに認められた制度です。

4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
阪神高速サービス(株)	大阪市 中央区	40	その他の 事業	100.0	休憩施設にかかる業務を委託するとともに、駐 車場施設（大阪・兵庫計219箇所）を賃貸して おります。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員 2 名 当社従業員 1 名
阪神高速技術(株)	大阪市 中央区	20	高速道路 事業	100.0	阪神高速道路の保全点検・維持修繕業務全般を 委託しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員 1 名 当社従業員 2 名 設備の賃貸借 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
2. 連結子会社のうち、特定子会社に該当するものではありません。

- (2) 持分法適用の関連会社
該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年 3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	667
受託事業	[219]
その他の事業	31 [5]
全社（共通）	151 [32]
計	849 [256]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成19年 3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
781 [110]	41.6	18.8	8,439,449

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、阪神公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社の従業員により、阪神高速道路労働組合が組織されています。同労働組合は、昭和39年6月1日、阪神高速道路公団労働組合として設立され、平成17年10月1日、阪神公団の民営化に伴い当社が設立されたことを受け、同年同月同日、現在の名称に変更となったものです。同労働組合は、上部団体には加盟していません。

なお、当社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

前連結会計年度である第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であり、平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終了した当連結会計年度と期間が一致しておりません。このため、金額については、当連結会計年度と前年同期との比較分析は行っておりません。

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格の高騰等による不安定要因もありましたが、平成14年2月から始まった景気拡大局面が平成18年11月で「いざなぎ景気」を超えるなど、引き続き堅調な景況が続きました。関西経済についても、依然消費に弱さが見られるものの、有効求人倍率が全国水準を上回る形で推移するなど、順調に回復傾向を辿っております。

このような経営環境のなか、当社では、平成18年2月に新設又は改築を行うべき高速道路が指定されたことを受け、当社が建設する道路と資産を借り受けて営業する道路について、機構との間で同年3月に協定を締結し、当連結会計年度より、民間企業として本格的にスタートしました。

当連結会計年度においては、「先進の道路サービスへ」という企業理念のもと、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、引き続き関西の暮らしや経済の発展に貢献すべく、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする「中期経営計画」を策定し、着実な事業の展開に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は188,553百万円、営業利益は2,138百万円、経常利益は2,234百万円、当期純利益は1,702百万円となりました。

なお、事業の種類別セグメントの概要は次のとおりであります。

(高速道路事業)

高速道路事業につきましては、中期経営計画における目標を達成すべく、建設中5路線に係る建設事業の整備促進に努めました。また、平成18年4月に策定した「新渋滞対策アクションプログラム」の着実な展開を図るとともに、安全・安心・快適なネットワークの実現に向けた「12号守口線フレッシュアップ（大規模補修）工事」や長大橋の耐震補強工事等を実施しました。また、交通需要については、堅調な景気回復の動きも反映して交通量が増加する一方、営業費用については、協定に基づく機構への貸付料や管理費用等の支出が発生しました。この結果、高速道路事業の営業収益は186,875百万円、営業利益は1,795百万円となりました。

(受託事業)

受託事業につきましては、京都市道高速道路1号線及び同2号線のランプ新設事業（京都市施行部分）に関する工事をはじめとして、国や地方公共団体等の委託に基づく道路の新設・改築・維持・修繕等を実施したことなどにより、営業収益は、288百万円となりました。営業費用については、間接費の受託事業への配賦額が多額となったこと等により331百万円となり、以上の結果、営業損失は43百万円となりました。

(その他の事業)

その他の事業においては、休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等に係る事業を展開しました。

休憩施設でのサービス向上、駐車場施設の新規開設、不動産の貸付など増収に取り組むとともに、コスト縮減に努め、特に、駐車場事業が堅調に推移した結果、その他の事業の営業収益は1,594百万円、営業利益は386百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益2,539百万円に加えて減価償却費4,632百万円、仕入債務の増加9,699百万円などを計上したものの、仕掛道路資産等のたな卸資産の増加47,436百万円、売上債権の増加7,918百万円、利息の支払額1,301百万円及び法人税等の支払額2,934百万円があったことにより、41,460百万円の資金流出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、主としてE T C装置（車線制御装置、精算処理装置等）への設備投資等による固定資産の取得による支出5,487百万円があったものの、残地等の売却による固定資産の売却による収入1,115百万円があったことにより、4,389百万円の資金流出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、金融機関等からの長期借入による収入29,900百万円及び道路建設関係社債発行による収入17,438百万円の資金調達を実施した一方で、長期借入金返済による支出2,649百万円があったことにより、44,689百万円の資金流入となりました。

なお、完成した道路資産を機構に対して引き渡した際に連結損益計算書に計上される営業収益（道路資産完成高）は、資金により回収されず、当社において計上している道路建設関係長期借入金が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に基づき機構に債務引受けされることにより回収されることとなります。しかしながら、営業活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローを、より経営状態に即した適正な表示とするため、連結キャッシュ・フロー計算書上、当該営業収益（道路資産完成高）は一旦資金により回収され、回収された資金をもって道路建設関係長期借入金を返済しているものとみなしております。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、33,973百万円となりました。

(参考情報)

提出会社の当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりであります。

（注） 本明細表は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）第6条の規定により作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
区分	金額（百万円）	
I 営業収益		
1. 料金収入	179,217	
2. 道路資産完成高	3,564	
3. その他の売上高	3,787	186,570
II 営業外収益		
1. 受取利息	72	
2. 土地物件貸付料	46	
3. 雑収入	194	312
III 特別利益		
1. 固定資産売却益	77	
2. 回数通行券払戻引当金戻入益	388	465
高速道路事業営業収益等合計		187,348

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当社グループは、平成17年10月1日の当社設立以来、「先進の道路サービスへ」という企業理念のもと安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、引き続き関西の暮らしや経済の発展に貢献すべく業務に取り組んでまいりました。

また、平成18年2月10日に当社が新設又は改築を行うべき高速道路が指定されたことを受け、当社が建設する道路と、資産を借り受けて営業する道路につきまして、機構との間で平成18年3月31日に協定を締結し、当連結会計年度より、民間企業として本格的な事業年度をスタートしたところであります。

当社では、平成18年度を本格的な民営化のスタートと位置づけ、平成18年4月に平成22年度までの5年間を計画期間とする当社最初の「中期経営計画」を策定し、今般の民営化の3つの目的である、「①債務の確実な返済」「②必要な道路を少ない国民負担で建設」「③弾力的な料金設定や多様なサービスの提供」を実現することに留意しつつ、5年間の目標と具体的な取り組みを以下のとおり定めました。

(1) 関西都市圏の高速道路ネットワークの整備

関西のくらしや経済の発展に寄与する道路ネットワークを着実に整備します。

(2) お客さまの期待に応える高速道路の管理運営

渋滞対策や計画的な維持管理などに努め、安全、安心、快適なネットワークを提供します。

(3) 新たな事業の取り組み

人・まち・道路から生まれるさまざまなニーズに応えるサービスの提供を目指して新規事業の取り組みを推進します。

(4) 効率的な経営による強固な財務体質

効率性の向上やコスト削減を図るなど、当社の業務全般にわたる生産性の向上を進め、強固な財務体質を築きます。

(5) 社会的責任の遂行と社会貢献活動

企業市民としての社会的責任を果たすとともに、幅広く社会貢献活動を実施していきます。また、様々な媒体を活用して地域の皆さまとの幅広いコミュニケーション活動を推進します。

上記中期経営計画の取り組みを確実に実行していくことによって、当社グループの企業理念の達成に向けた歩みを着実に進め、さらに、役員及び社員一人ひとりが法令を遵守し、高い倫理観を持って行動することが企業活動の基本であるとの認識のもと、コンプライアンス重視の経営を徹底してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1. 民営化について

(1) 当社を取り巻く関係法令の状況

当社は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号）（以下「整備法」といいます。）及び民営化関係法施行法（以下、高速道路会社法、機構法、整備法を「民営化関係法」と総称します。）の施行により、機構、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法

① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定されております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣の認可を必要とする事項

a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

d 事業計画（第10条）

高速道路会社は、毎事業年度の開始前に事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更するときも同様です。

e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（当社、首都高速道路㈱、及び本州四国連絡高速道路㈱）にあつては、政府及び地方公共団体）は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(3) 道路整備特別措置法

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、会社による高速道路の整備等（第3条から第9条）、道路資産（道路（道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）第2条第1項に規定する道路を意味します。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）を意味します。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構と協定を締結したときは、国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款（第6条）

高速道路会社は許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様です。

c 工事の廃止（第21条）

高速道路会社は許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 車両の通行方法の定め（第24条）

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立入り、一時使用等（第44条）

高速道路会社は高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときは、この限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属（第51条）

- a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。
- b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。
- c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）

高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされております。

b 供用約款の掲示（第7条）

高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）

高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。

d 料金の額等の基準（第23条）

料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されております。

e 公告（第22条、第24条、第25条）

高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、当該工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。

高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

f 割増金（第26条、第42条）

高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。また、当該割増金は、高速道路会社の収入となります。

g 道路の工事の検査（第27条）

高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。

h 法令違反等に関する監督（第46条）

国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) aにより維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

i 料金に関する監督（第47条）

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

j 道路の管理に関する勧告等（第48条）

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

② 日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ各協定において定められている計画収入の額と比較して1%を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 ② 概要（ウ）その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を1%を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 ② 概要（イ）道路資産等の帰属（第51条）a」をご参照ください。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社及び機構はそれぞれ、阪神公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重畳的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、機構の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 季節性

当社グループの高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社等の対抗輸送機関と、休憩所等事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 経済情勢

わが国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン価格等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路等の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. コンピューターシステム

当社グループは、E T C及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、P A、その他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、回数通行券は、偽造券流通の社会問題化により平成17年8月1日をもってその利用が終了しており、当社グループでは、販売済み回数通行券の払戻しのため回数通行券払戻引当金を計上しておりますが、当社の想定している金額を超えた払戻し額となった場合は、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合等、訴訟その他の法的手続きの対象となる可能性があります。

有価証券報告書提出日現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておませんが、将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規程に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」）を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、① あらかじめ各協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、計画収入の1％に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、② 計画収入から、計画収入の1％に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

(2) 事業譲受けに関する契約

阪神高速サービス㈱は、社団法人阪神有料道路サービス協会との間で、同社団法人が収益事業として実施している全事業（スルーウェイカード提携事業、広報受託事業等）の譲受けのための事業譲渡契約を平成19年2月9日付で締結し、当該譲受けを平成19年4月1日に実施することとしております。なお、資産及び負債の価額については、平成19年3月31日における見込額であり、事業譲受日現在の価額について、別途確認書を締結することとしております。

かかる事業譲受けの概要は以下のとおりであります。

譲渡価額	—		
承継資産合計	367百万円	承継負債合計	137百万円

（注） 本事業譲渡は無償で行うこととしております。

(3) 株式取得に関する取締役会決議

当社は、当社の非連結子会社である㈱エイチエイチエス及び㈱コーベックスとの間で、阪神高速道路の交通管理業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの株式譲渡に関する基本合意書を平成19年2月8日付で締結し、また、同社の全発行済株式の取得について、同年3月20日の取締役会で議決しております。

なお、株式取得の時期は、平成19年4月1日に株式譲渡契約を締結したうえで行うものとし、取得価額については、当事者間で協議のうえ、決定することとしております。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」及び「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」をご参照下さい。

6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

前連結会計年度である第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であり、平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終了した当連結会計年度と期間が一致していません。このため、金額については、当連結会計年度と前年同期との比較分析は行っておりません。

また、本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、前連結会計年度においては民営化関係法施行法第24条第1項の規定により策定された暫定協定（以下「暫定協定」といいます。）に基づき、また、当連結会計年度以降は高速道路会社法及び機構法の規定により、機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上で道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及びその他の道路事業にかかる管理費用の支払いに充てております。

このような暫定協定、協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社が収受する料金には当社の利潤を含めないことを前提としております。なお、事業年度によっては、料金収入、管理費用等の当初計画と実績の乖離により、利益又は損失が計上される場合があります。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

既述の通り、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等を確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務は、当社と機構との間の連帯債務とされております。

また、阪神公団の民営化に伴い当社及び機構が承継した阪神公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の一部について、見積りを実施する必要がありますが、当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる方法によって実施しておりますが、見積りと実績が異なる可能性があります。また、当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されます。当該資産の取得原価には、建設価額に用地取得にかかる費用その他の付帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額、除却工事費用等資産の取得に要した費用の額及び道路建設に要した借入資金の利息のうち、当該資産の工事完了の日までに発生したものを計上しております。

なお、高速道路建設が完了したのち、かかる道路資産は上記取得原価をもって機構に帰属すると同時に、協定に基づいて当社が当該道路資産を機構から借り受けることとなります。かかる借受けについてはオペレーティング・リース取引として処理しております。

② 回数通行券払戻引当金

当社グループは、阪神公団時代に発行した回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

③ マイレージ割引引当金

当社グループは、E T Cマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で188,553百万円となりました。高速道路事業については、引き続き景気回復等による交通量が堅調に推移したことなどにより、料金収入は179,217百万円、道路資産の完成、引渡しによる道路資産完成高3,564百万円等を合わせて高速道路事業営業収益は186,875百万円となり、受託事業については兵庫県道高速湾岸線にかかる事業等により288百万円、その他の事業については1,594百万円となりました。

② 営業費用及び営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で186,414百万円となりました。

その内容は、機構との協定に基づく道路資産賃借料の支払い140,688百万円、道路資産完成原価3,564百万円、業務委託費、維持補修費を中心とした管理費32,211百万円等による高速道路事業営業費用185,080百万円、受託事業における完成引渡しした高速道路の完成工事原価295百万円等による受託事業営業費331百万円、その他の事業の営業費1,207百万円であります。

これらの営業費用を差し引いた結果、当連結会計年度における営業利益は、2,138百万円となりました。

③ 営業外損益及び経常利益

当連結会計年度の営業外収益は、解約違約金収入91百万円等による318百万円であります。

また、当連結会計年度の営業外費用は、長期借入金の支払利息167百万円等による222百万円であります。

これらの営業外損益を加味した結果、当連結会計年度における経常利益は、2,234百万円となりました。

④ 特別損益及び税金等調整前当期純利益

当連結会計年度の特別利益は、残地売却等による固定資産売却益717百万円、回数通行券払戻引当金の見直しによる取崩益388百万円の計上により1,105百万円、特別損失はE T C設備の臨時償却費240百万円、早期退職加算金181百万円等により、800百万円となりました。

これらの特別損益が計上された結果、当連結会計年度における税金等調整前当期純利益は、2,539百万円となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（政府保証債及び普通社債）の発行及び機構からの無利子借入れ並びに金融機関等からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた仕掛道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が阪神公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておられません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額5,689百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びE T C設備等に総額5,155百万円の設備投資を行いました。

また、その他の事業において、主に駐車場外溝の増設等に総額62百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数の事業別セグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度において主に会計ソフトの構築等に総額471百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な資産の売却は次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	資産の内容	売却時期	売却時帳簿価額 (百万円)
当社 鶴之荘宿舎	兵庫県宝塚市	その他の事業	建物 (2,921㎡) 土地 (4,102㎡)	平成18年12月	建物 30 土地 292

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

① 提出会社

平成19年3月31日

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び車両 運搬具	土地 (面積千㎡)	ソフト ウェア	その他	合計	
中島集約料金所他 132箇所 (大阪市西淀川区他)	高速道路事業	料金徴収 施設等	13,851	20,743	— (—)	277	120	34,993	—
朝潮橋PA他3箇所 (大阪市港区他)	その他の事業	休憩施設	810	—	6 (0) [1]	—	15	832	—
信濃橋第1駐車場他 223箇所 (大阪市西区他)	その他の事業	有料駐車場	299	24	— (—) [283]	—	33	357	—
塚本1丁目他 (大阪市淀川区他)	その他の事業	賃貸用 敷地等	12	—	1,521 (13)	—	—	1,534	—
本社他2事業所及び社 宅等 (大阪市中央区他)	全社	本社、管理 部庁舎及び 社宅等	2,919	7	4,106 (91) [1]	3,031	88	10,152	781 <110>

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計であります。

2. 土地及び建物の一部を賃借しており、当連結会計年度の賃借料は332百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。

3. 有料駐車場等の土地を機構から占用しており、当連結会計年度の占用料は131百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[]で外書きしております。

4. 有料駐車場については、219箇所を当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱へ賃貸しております。

5. 現在休止中の主要な設備はありません。

6. 上記の他、主なりリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、当連結会計年度の賃借料は、9百万円であります。

7. 臨時従業員数は、< >で外書きしております。

8. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

平成19年3月31日

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び車両 運搬具	土地 (面積千㎡)	ソフト ウェア	その他	合計	
阪神高速サービ ス㈱	本店・神戸支 店（大阪市中 央区・神戸市 中央区）	その他の 事業	賃貸用建物 等	96	—	— (—) [0]	16	3	117	21 <4>
阪神高速技術㈱	本社（大阪市 中央区）	高速道路 事業	什器等	99	0	— (—)	75	21	197	47 <142>

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計であります。

2. 休憩施設等の土地を機構から占用しており、当連結会計年度の占用料は0百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[]で外書きしております。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 臨時従業員数は、< >で外書きしております。

5. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要な設備の新設及び改修計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 上鳥羽料金所 他	京都市南区他	高速道路事業	料金徴収施設 等	13,474	—	借入金及び自 己資金	平成19年4月	平成20年3月
当社 朝潮橋P A 他	大阪市港区他	その他の事業	休憩施設等	651	—	自己資金	平成19年4月	平成20年3月

(注) 上記の上鳥羽料金所の名称は当連結会計年度末現在での仮称であり、正式名称の決定は平成19年7月頃を予定しております。

2【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、協定における大阪府道大和川線等の新設、地震防災対策等の改築及び舗装等の修繕等を通じ総額50,808百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額3,564百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期（注１）	道路資産価額 （百万円）（注２）
大阪府道高速大阪池田線 等に関する協定	修繕	平成18年 9 月	386
		平成19年 3 月	3, 177
合計		－	3, 564

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

平成19年3月31日

区分		年間賃借料（百万円）（注1）
地域路線網	大阪府道高速大阪池田線	140,688
	大阪府道高速大阪守口線	
	大阪府道高速大阪東大阪線	
	大阪府道高速大阪松原線	
	大阪府道高速大阪堺線	
	大阪府道高速大阪西宮線	
	大阪府道高速湾岸線	
	大阪府道高速道路森小路線	
	大阪府道高速道路西大阪線	
	大阪府道高速道路淀川左岸線	
	兵庫県道高速大阪池田線	
	兵庫県道高速神戸西宮線	
	兵庫県道高速湾岸線	
	神戸市道高速道路2号線	
	兵庫県道高速北神戸線	
	神戸市道高速道路北神戸線	
	神戸市道高速道路湾岸線	
合計		140,688

- (注) 1. 機構から借り受けた道路資産にかかる当連結会計年度の賃借料を記載しております。これらの賃借料は、上記の地域路線網に対するものであり、当該地域路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。また、これらの賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。
2. 当連結会計年度末までに機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産が含まれております。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
大阪府道高速大和川線 (堺市堺区築港八幡町～大阪府松原市三宅西7丁目)	239,391	23,103 [－]	平成11年10月	平成27年3月
大阪府道高速大和川線 (大阪府松原市三宅西7丁目～同市三宅中8丁目)	1,655	1 [－]	平成24年4月	平成25年3月
大阪市道高速道路淀川左岸線 (大阪市此花区島屋2丁目～同市同区高見1丁目)	138,102	18,468 [－]	昭和63年2月	平成25年3月
大阪市道高速道路淀川左岸線 (大阪市此花区高見1丁目～同市北区豊崎6丁目)	8,541	34 [－]	昭和63年2月	平成33年3月
神戸市道高速道路2号線 (神戸市長田区南駒栄町～同市同区蓮池町)	65,155	28,602 [－]	平成3年12月	平成23年3月
京都市道高速道路1号線 (京都市山科区西野山桜ノ馬場町～同市伏見区深草中川原町)	33,718	17,355 [－]	平成7年3月	平成20年5月
京都市道高速道路1号線 京都市道高速道路2号線 (京都市伏見区深草中川原町～同市同区竹田向代町川町)	5,142	286 [－]	平成12年1月	平成23年3月
京都市道高速道路2号線 (京都市伏見区竹田向代町川町～同市同区向島大黒)	24,022	17,437 [－]	平成12年1月	平成20年1月
大阪府道高速大阪守口線 (改築：守口ジャンクション 大阪府守口市大日町付近)	9,268	28 [－]	平成19年4月	平成26年3月
大阪府道高速大阪松原線 (改築：松原ジャンクション) (改良：大阪府松原市大堀付近)	9,136	5 [－]	平成19年4月	平成27年3月
大阪地区 (改築：防災安全対策等)	31,778	6,196 [－]	平成18年4月	平成24年3月
兵庫地区 (改築：防災安全対策等)	15,477	3,164 [－]	平成18年4月	平成24年3月

(注) 1. 高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。

2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には仕掛道路資産にかかる建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。

3. 当社設立（平成17年10月1日）以降においては、着手以前に生じた一般管理費相当額が含まれております。
なお、当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を〔 〕で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に阪神公団が着手した時期を記載しているものがあります。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があります、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降の5連結会計年度において31,710百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、最大で3,034百万円と見込んでおります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 （株） （平成19年3月31日）	提出日現在発行数（株） （平成19年6月28日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	20,000,000	20,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	20,000,000	20,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成17年10月1日	20,000,000	20,000,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、阪神公団は、民営化関係法施行法第6条の規定に基づき、平成17年10月1日に当社の設立に際して発行する株式の総数を引き受け、同法第7条及び第9条の規定に基づき、当社にその財産を出資しております。また、同公団が引き受けた株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、国及び地方公共団体に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　１００株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	7	－	－	－	－	－	－	7	－
所有株式数 （単元）	199,995	－	－	－	－	－	－	199,995	500
所有株式数の 割合（％）	100.0	－	－	－	－	－	－	100.0	－

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	9,999,996	50.0
大阪府	大阪市中央区大手前2丁目	2,876,722	14.4
大阪市	大阪市北区中之島1丁目3番20号	2,876,722	14.4
兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	1,827,287	9.1
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	1,827,287	9.1
京都府	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	295,993	1.5
京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	295,993	1.5
計	—	20,000,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年 3 月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 19,999,500	199,995	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 500	—	1 単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	20,000,000	—	—
総株主の議決権	—	199,995	—

② 【自己株式等】

平成19年 3 月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合（%）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、財務基盤の強化を最重要課題の一つと考えております。したがって、当面、配当などの社外流出を抑え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業につきましては将来の機構への貸付料の支払いリスクに対応するために、高速道路事業以外の事業につきましては、新規事業への投資等に用いることとしております。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となります。

4【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
代表取締役 会長	—	田中 宰	昭和15年11月1日生	昭和38年4月 松下電器産業(株)入社 平成11年6月 同社専務取締役同社東京代表 平成14年6月 官公庁・法人、パナソニックセ ンター、リサイクル事業推進担 当 平成15年6月 同社代表取締役副社長 平成17年6月 同社顧問 平成17年10月 当社代表取締役会長(現在)	(注3)	—
代表取締役 社長	—	木下 博夫	昭和18年1月5日生	昭和42年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成12年6月 国土事務次官 平成13年1月 国土交通省顧問 平成13年12月 阪神高速道路公団副理事長 平成16年7月 同公団理事長 平成17年10月 当社代表取締役社長(現在)	(注3)	—
常務取締役	執行役員 (総務人事部担当)	伊丹 二郎	昭和19年1月10日生	昭和42年4月 阪神高速道路公団入社 平成11年5月 同公団人事部長 平成13年6月 (財)阪神高速道路管理技術セ ンター常務理事 平成14年6月 (社)阪神有料道路サービ ス協会常務理事 平成15年6月 (財)阪神高速道路協会専務理 事 平成17年10月 当社常務取締役(現在) 平成18年6月 阪神高速サービス(株)取締 役(現在) 平成19年4月 阪神高速パトロール(株)取締 役(現在)	(注3)	—
常務取締役	執行役員 (計画部、交通環 境室担当)	田村 恒一	昭和19年12月12日生	昭和42年4月 大阪府入庁 平成10年4月 同府副理事 平成11年5月 同府土木部技監 平成13年4月 同府土木部長 平成15年4月 阪神高速道路公団理事 平成17年10月 当社常務取締役(現在)	(注3)	—
常務取締役	執行役員 (建設事業部、技 術管理室担当)	南部 隆秋	昭和23年10月23日生	昭和49年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成13年7月 国土交通省道路局国道課長 平成15年1月 同省四国地方整備局長 平成16年7月 阪神高速道路公団理事 平成17年9月 国土交通省大臣官房付 平成17年10月 当社常務取締役(現在)	(注3)	—
常務取締役	執行役員 (経営企画部、マ ーケティング推 進室、関連事業 室、お客さまサ ービス室担当)	幸 和範	昭和22年11月15日生	昭和47年4月 阪神高速道路公団入社 平成13年5月 同公団計画部次長 平成15年5月 同公団工務部長 平成16年6月 同公団審議役 平成17年10月 当社執行役員 平成18年6月 阪神高速サービス(株)取締 役(現在) 平成18年6月 阪神高速技術(株)取締役(現 在) 平成18年6月 当社常務取締役(現在)	(注3)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	福田 博	昭和24年9月14日生	昭和49年4月 警察庁入庁 平成11年7月 同庁情報通信局情報通信企画課長 平成12年8月 岡山県警察本部長 平成14年8月 公安調査庁調査第一部長 平成16年8月 警察庁中国管区警察局長 平成17年10月 当社監査役（現在）	(注4)	—
監査役 (非常勤)	—	千畑 一郎	大正15年8月6日生	昭和23年4月 田辺製薬（株）入社 平成元年6月 同社代表取締役社長 平成9年6月 同社代表取締役会長 平成11年6月 同社相談役・名誉会長 平成12年12月 ホソカワミクロン（株）取締役（現在） 平成15年4月 阪神高速道路公団顧問（非常勤） 平成17年10月 当社監査役（現在）	(注4)	—
監査役 (非常勤)	—	松村 博	昭和19年1月8日生	昭和44年4月 大阪市入庁 平成6年4月 同市建設局副理事（大阪地下街（株）出向） 平成7年10月 同市計画局副理事（（財）大阪都市工学情報センター出向） 平成11年4月 同市計画調整局理事（（財）大阪都市工学情報センター出向） 平成16年6月 （財）阪神高速道路管理技術センター理事（現在） 平成17年10月 当社監査役（現在）	(注4)	—
計						—

- (注) 1. 監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 上記4名の常務取締役が執行役員を兼務するほか、以下の執行役員を置いております。
- | | | |
|------|-------|----------------------|
| 執行役員 | 浅野 博司 | 経理部、監査室担当 |
| 執行役員 | 本庄 敬選 | 情報システム管理室、品質・安全管理室担当 |
| 執行役員 | 中林 正司 | 業務部、保全施設部担当 |
| 執行役員 | 佐野 正道 | 渋滞対策室担当 |
3. 平成18年6月28日開催の定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成18年6月28日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 丸岡耕平は、取締役田村恒一の平成19年6月30日付の辞任に伴う後任として、平成19年6月27日開催の定時株主総会において平成19年7月1日を就任日として取締役に選任されました。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役	執行役員	丸岡 耕平	昭和24年3月8日生	昭和46年4月 大阪府入庁 平成14年4月 同府交通道路室長 平成15年4月 同府土木部技監 平成17年4月 同府土木部長 平成18年4月 同府都市整備部長 平成19年4月 大阪府道路公社理事長（現在）	(注)	—

(注) 平成19年7月1日の就任時から他の取締役の任期の満了すべき時までであります。なお、他の取締役の任期は、平成18年6月28日開催の定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6. 長田昇は、監査役松村博の平成19年6月30日付の辞任に伴う後任として、平成19年6月27日開催の定時株主総会において平成19年7月1日を就任日として監査役に選任されました。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	—	長田 昇	昭和22年3月20日生	昭和44年4月 大阪市入庁 平成8年4月 同市建設局副理事（大阪市都市整備協会出向） 平成10年4月 同市計画調整局地域計画担当部長 平成13年4月 同市建設局街路部長 平成15年4月 同市建設局理事（大阪市道路公社派遣） 平成17年4月 同市ゆとりとみどり振興局緑化総括技監 平成19年3月 同市退職	(注)	—

(注) 平成19年7月1日の就任時から退任した監査役の任期の満了すべき時までであります。なお、退任する監査役の任期は、平成18年6月28日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループを取り巻く全てのステークホルダーから信頼される企業グループであり続けるため、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題の一つと位置付けております。

具体的には、経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

① 会社の機関の基本説明

当社の取締役会は、社内取締役6名で構成され、原則として毎月1回開催し、法令及び定款に規定するもののほか、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

当社の業務執行に関しては、代表取締役社長の指揮及び監督の下、会社の業務執行を担当する8名の執行役員（うち4名は取締役が兼務）を取締役会において選任し、業務を分担管理しております。

また、重要な経営課題への迅速かつ適切な対応を図るため、常設の会議体として、経営責任者会議及び重要案件会議を設置、いずれも毎週1回開催を原則とし、経営責任者会議においては、経営における重要課題及び基本戦略に関する会社内への周知徹底、情報の共有化、意見交換等を図り、重要案件会議においては、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある重要な経営課題の把握、解決方法の検討等を行っております。

なお、当社は、コンプライアンスに関する重要事項に関し必要な調査及び審議を行うために、コンプライアンス委員会を設けております。同委員会は、委員の半数を弁護士等の社外の有識者で構成し、専門性の補強と客観性の確保に努めております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名全員が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っており、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

② 会社の内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本的な考え方として、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」を定め、この体制に掲げる内部統制システムを整備し、運用しております。

(a) コンプライアンス推進に関する体制

取締役会決定、社内規則に基づき、阪神高速道路株式会社コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス社内推進委員会の設置、社員相談・通報体制の整備を行うとともに、阪神高速道路株式会社コンプライアンス基本方針を定めるなど、コンプライアンスに関する推進体制を整備し、社内のコンプライアンスの推進を図ることとしております。

また、この体制には会社と資本関係のある子会社の参画を求め、子会社を含めたグループとして一体的なコンプライアンス推進を図ることとしております。

(b) 個人情報の保護に関する体制

社内規則に基づき、個人情報及びE T Cシステムにおける個人情報の適切な取扱いを行うための体制を整備し、個人情報の保護を図ることとしております。

(c) 公正な入札の実施に関する体制

社内規則に基づき、阪神高速道路株式会社入札監視委員会の設置、公正入札調査委員会の設置など入札の公正性を保つための体制を整備し、公正な入札の実施運用を図ることとしております。

(d) 内部監査に関する体制

阪神高速道路株式会社組織規程、阪神高速道路株式会社監査規程に基づき、監査室の設置を始めとする内部監査に関する体制を整備し、会社の業務の適正性、効率性の確保、向上等を図ることとしております。

(e) 文書管理及び情報セキュリティ対策に関する体制

社内規則に基づき、文書（取締役の職務の執行に係る文書を含む。）の作成、保存等の管理に関する体制を整備するとともに、情報セキュリティ委員会を設置し、全社的な情報セキュリティマネジメント体制（文書、E T Cシステムのセキュリティに関する体制を含む。）を確立し、適切な情報の保存、管理等の推進を図ることとしております。

(f) リスク管理に関する体制

全社的なマネジメント体制の下、リスクの体系的把握・評価に努め、担当部門により対策を講ずるとともに、経営に重要な影響を与えるリスクを特定し、それらを継続的に把握管理するための体制を整備しております。

また、災害、システムダウン等への対応については、社内規則等に基づき体制を整備し、マニュアル等による着実な運用を図るとともに、企業信頼と体質の一層の強化のため事業継続計画（BCP）の策定を図ることとしております。

(g) 取締役の業務執行に関する体制

取締役の職務に関する規程、執行役員の業務分担を定める規程に基づき、各取締役及び取締役会で選任された執行役員において、業務を効率的に分担管理していくこととしております。

また、平成18年4月に公表した中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度毎及び中期の経営計画を策定し、これを評価する仕組みを構築することにより、着実に効率的な業務推進を図ることとしております。

(h) 子会社の管理に関する体制

社内規則に基づき、子会社に対する指導、調整、協力及び調査等の管理体制を整備し、子会社を含めたグループ全体の経営効率の向上、業務の円滑化、適正化を図ることとしております。

(i) 監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役室を設置し、専属の使用人を配置したうえで、監査役又は監査役会の指示に従い監査業務を補助させております。

監査役会は監査役室に属する専属の使用人の人事異動について、事前に総務人事担当執行役員より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を総務人事担当執行役員に申し入れることができるものとしております。また、当該使用人を懲戒に処する場合には、総務人事担当執行役員はあらかじめ監査役会の承諾を得るものとしております。

(j) 監査役への報告等に関する体制

取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、監査役による取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する体制を確保していくこととしております。

また、監査役会からの協議による「取締役が監査役会に報告すべき事項」についての取締役会決定に基づき、重大な事項の報告、文書回付等の体制を整備し、監査役へ適時適切な情報提供を実施していくこととしております。

さらに、代表取締役と監査役会は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努めることとしております。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査部門として監査室を設置し、5名のスタッフを置いて社内規程に基づき内部監査を実施しております。監査結果は社長まで報告されます。

監査役は、監査役会において定めた監査の方針、監査計画、監査の方法等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設けております。監査役スタッフについては、業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については監査役と協議することとしており、取締役からの独立性を確保しております。

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連係に努めております。また、取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を随時に報告することとしております。

④ 会計監査の状況

当社の公認会計士監査は新日本監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、正確で監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定社員 阿部 修二	新日本監査法人
指定社員 林 由佳	新日本監査法人
指定社員 坂井 俊介	新日本監査法人

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士11名及び会計士補等6名で構成されております。

⑤ 社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について

当社の社外監査役3名と当社とは、特段の利害関係はありません。

(3) 取締役及び監査役に対する役員報酬並びに会計監査人に対する報酬

	年間報酬総額（千円）	
取締役（6名）	126,771	
監査役（3名）	32,130	
（うち社外監査役（3名））	(32,130)	
会計監査人	公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	27,300
	上記以外の業務に基づく報酬	—

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議されております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議されております。

3. 支給額には、役員退職慰労引当金の繰入額16百万円を含めております。

4. 上記のほか、平成18年6月28日開催の定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。

退任取締役 1名 1百万円

(4) リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制にするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に与える影響の大きい重要なリスクのマネジメントについては、重要経営課題と位置づけ取り組んでおります。

具体的には、当社を取り巻く各種リスクについて体系的に評価し、その上で経営に重要な影響を与えるリスクを特定し、それらを継続的に把握管理するため、リスク対策状況についてモニタリングを行う「リスクマネジメント体制」を構築するとともに、リスクに対する社員の啓発・教育活動を実施しています。

(5) 連結会社の企業統治に関する事項

当社グループ会社の経営管理に関する社内規則を制定し、当社グループの企業価値の最大化を推進する体制を整えております。

(6) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

(7) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。）に準拠し、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に準じて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の財務諸表は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定に基づき、同規則及び高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。

なお、前事業年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則並びに高速道路事業等会計規則に基づき、当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則並びに高速道路事業等会計規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）及び当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について新日本監査法人により監査を受けております。

なお、前連結会計年度及び前事業年度に係る監査報告書は、平成19年2月21日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

		前連結会計年度 (平成18年 3 月31日)		当連結会計年度 (平成19年 3 月31日)			
区分	注記 番号	金額（百万円）		構成比 (%)	金額（百万円）		構成比 (%)
(資産の部)							
Ⅰ 流動資産							
1. 現金及び預金			35,135	71.1		33,973	78.6
2. 未収入金			13,591			15,764	
3. 未収法人税等			—			348	
4. 未収消費税等			—			1,130	
5. 仕掛道路資産			71,762			119,225	
6. その他たな卸資産			127			100	
7. 受託業務前払金			2,397			11,607	
8. 繰延税金資産			8			64	
9. その他			127			403	
貸倒引当金			△47			△34	
流動資産合計			123,102		182,585		
Ⅱ 固定資産							
1. 有形固定資産				26.6			19.7
(1) 建物及び構築物		19,043			19,888		
減価償却累計額		△490	18,553		△1,799	18,089	
(2) 機械装置及び運搬具		15,270			24,304		
減価償却累計額		△807	14,462		△3,525	20,778	
(3) 土地			6,081			5,634	
(4) 建設仮勘定			6,554			1,025	
(5) その他		448			454		
減価償却累計額		△39	408		△170	283	
有形固定資産合計			46,061			45,811	
2. 無形固定資産				2.1			1.5
(1) ソフトウェア			3,559			3,401	
(2) その他			91			50	
無形固定資産合計			3,650		3,452		

		前連結会計年度 (平成18年 3 月31日)			当連結会計年度 (平成19年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額（百万円）		構成比 (%)	金額（百万円）		構成比 (%)
3. 投資その他の資産	※ 1						
(1) 投資有価証券			—			4	
(2) 繰延税金資産			31			46	
(3) その他			239			337	
貸倒引当金			—			△10	
投資その他の資産合計			270	0. 2		376	0. 2
固定資産合計			49, 982	28. 9		49, 640	21. 4
Ⅲ 繰延資産							
1. 道路建設関係社債発行 差金			47			—	
繰延資産合計			47	0. 0		—	—
資産合計	※ 2		173, 132	100. 0		232, 225	100. 0

		前連結会計年度 (平成18年 3 月31 日)		当連結会計年度 (平成19年 3 月31 日)		
区分	注記 番号	金額（百万円）		構成比 (%)	金額（百万円）	構成比 (%)
(負債の部)						
I 流動負債	※ 2					
1. 未払金		19,884		30,774		
2. 1 年以内返済予定長期 借入金		—		4,618		
3. 未払法人税等		2,109		341		
4. 未払消費税等		—		96		
5. 受託業務前受金		2,930		11,915		
6. 前受金		8,127		3,051		
7. 賞与引当金		891		911		
8. 回数通行券払戻引当金		3,867		3,326		
9. ハイウェイカード損失 補填引当金		6		1		
10. その他		573		713		
流動負債合計		38,391	22.2	55,750	24.0	
II 固定負債						
1. 道路建設関係社債		6,340		23,792		
2. 道路建設関係長期借入 金		78,845		102,783		
3. 長期借入金		9,139		7,833		
4. 繰延税金負債		—		81		
5. 退職給付引当金		17,985		17,508		
6. 役員退職慰労引当金		—		22		
7. マイレージ割引引当金		287		574		
8. その他	947		980			
固定負債合計	113,546	65.6	153,577	66.1		
負債合計	151,937	87.8	209,328	90.1		
(少数株主持分)						
少数株主持分	—	—	—	—		
(資本の部)						
I 資本金	※ 4	10,000	5.8	—	—	
II 資本剰余金		10,000	5.8	—	—	
III 利益剰余金		1,194	0.6	—	—	
資本合計		21,194	12.2	—	—	
負債・少数株主持分及び 資本合計		173,132	100.0	—	—	

		前連結会計年度 (平成18年 3 月31 日)			当連結会計年度 (平成19年 3 月31 日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)	金額 (百万円)		構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金			—	—		10,000	4.3
2. 資本剰余金			—	—		10,000	4.3
3. 利益剰余金			—	—		2,897	1.3
株主資本合計			—	—		22,897	9.9
純資産合計			—	—		22,897	9.9
負債純資産合計			—	—		232,225	100.0

②【連結損益計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額（百万円）		百分比 (%)	金額（百万円）		百分比 (%)
I 営業収益			105,147	100.0		188,553	100.0
II 営業費用							
1. 道路資産賃借料		64,932			140,688		
2. 高速道路等事業管理費 及び売上原価		33,450			40,161		
3. 販売費及び一般管理費	※1	2,081	100,464	95.5	5,565	186,414	98.9
営業利益			4,683	4.5		2,138	1.1
III 営業外収益							
1. 受取利息		1			72		
2. 解約違約金収入		—			91		
3. 土地物件貸付料		24			46		
4. 原因者負担収入		47			17		
5. その他		35	109	0.1	90	318	0.2
IV 営業外費用							
1. 支払利息		69			167		
2. ハイウェイカード払戻 損失		—			28		
3. 事業所移転費用		19			—		
4. 事業譲受費用		10			—		
5. その他		7	106	0.1	26	222	0.1
経常利益			4,685	4.5		2,234	1.2
V 特別利益							
1. 固定資産売却益	※2	144			717		
2. 回数通行券払戻引当金 戻入益		—	144	0.1	388	1,105	0.6
VI 特別損失							
1. 固定資産売却損	※3	12			30		
2. 固定資産除却費	※4	52			230		
3. 減損損失	※5	117			14		
4. 臨時償却費		—			240		
5. 早期退職加算金		—			181		
6. 過年度役員退職慰労引 当金繰入額		—			5		
7. 過年度消費税等		—			96		
8. ETC付替等損失	※6	1,495	1,677	1.6	—	800	0.4

		前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
税金等調整前当期純利益			3,152	3.0		2,539	1.4
法人税、住民税及び事業税		1,963			825		
法人税等調整額		△6	1,957	1.9	10	836	0.5
当期純利益			1,194	1.1		1,702	0.9

③【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】

連結剰余金計算書

		前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（百万円）	
(資本剰余金の部)			
I 資本剰余金期首残高			10,000
II 資本剰余金期末残高			10,000
(利益剰余金の部)			
I 利益剰余金期首残高			—
II 利益剰余金増加高			
1. 当期純利益		1,194	1,194
III 利益剰余金期末残高			1,194

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 （百万円）	10,000	10,000	1,194	21,194
連結会計年度中の変動額				
当期純利益	—	—	1,702	1,702
連結会計年度中の変動額合計 （百万円）	—	—	1,702	1,702
平成19年3月31日 残高 （百万円）	10,000	10,000	2,897	22,897

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額（百万円）	金額（百万円）
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		3,152	2,539
減損損失		117	14
臨時償却費		—	240
減価償却費		1,700	4,632
貸倒引当金の増減額		4	△2
退職給付引当金の増減額		335	△477
役員退職慰労引当金の増減額		—	22
賞与引当金の増減額		132	20
回数通行券払戻引当金の増減額		△372	△541
ハイウェイカード損失補填引当金の増減額		△13	△4
マイレージ割引引当金の増減額		287	286
受取利息		△1	△72
支払利息		69	167
固定資産売却損		12	30
固定資産売却益		△144	△717
固定資産除却費		85	292
売上債権の増減額		△1,930	△7,918
たな卸資産の増減額	※4	△12,184	△47,436
仕入債務の増減額		10,972	9,699
未収消費税等の増減額		△2,520	△616
その他		△3,371	2,543
小計		△3,668	△37,296
利息及び配当金の受取額		1	72
利息の支払額		△606	△1,301
法人税等の支払額		△0	△2,934
営業活動によるキャッシュ・フロー		△4,273	△41,460

		前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額（百万円）	金額（百万円）
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出		△4,543	△5,487
固定資産の売却による収入		590	1,115
固定資産の撤去による支出		△48	△14
投資有価証券の取得による支出		—	△4
定期預金の預入れによる支出		—	△100
定期預金の解約による収入		—	100
連結範囲の変更を伴う子会社株式の 取得による増減額	※2	65	—
事業の譲受による増減額	※3	125	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△3,810	△4,389
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入による収入		24,050	29,900
長期借入金の返済による支出	※4	△14,499	△2,649
道路建設関係社債の発行による収入		6,272	17,438
財務活動によるキャッシュ・フロー		15,823	44,689
IV 現金及び現金同等物の増減額		7,738	△1,161
V 現金及び現金同等物の期首残高		27,396	35,135
VI 現金及び現金同等物の期末残高	※1	35,135	33,973

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 阪神高速サービス(株) 阪神高速技術(株) なお、阪神高速技術(株)については、平成18年3月3日付で株式の100%を取得したため、当連結会計年度末をみなし取得日とし、貸借対照表のみ連結の範囲に含めております。 (2) 主要な非連結子会社の名称等 (株)高速道路開発 (株)ベイフレンド (株)エイチエイチエス (連結範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。	1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 阪神高速サービス(株) 阪神高速技術(株) (2) 主要な非連結子会社の名称等 (株)高速道路開発 (株)ベイフレンド (株)エイチエイチエス (連結範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。
2. 持分法の適用に関する事項 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社（主要な会社名） 非連結子会社 (株)高速道路開発 (株)ベイフレンド (株)エイチエイチエス 関連会社 (株)グローウェイ (持分法を適用しない理由) 非連結子会社及び関連会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。	2. 持分法の適用に関する事項 同左
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。	3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 同左

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法を採用しています。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。 その他たな卸資産 主として個別法による原価法を採用しております。 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 当社は定額法、連結子会社は定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="279 1098 619 1201"> <tr> <td>建物及び構築物</td><td>5～60年</td></tr> <tr> <td>機械設備及び運搬具</td><td>5～17年</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>5～10年</td></tr> </table> また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。 ② 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 (3) 重要な繰延資産の処理方法 ① 道路建設関係社債発行費 支出時に全額費用処理しております。 ② 道路建設関係社債発行差金 社債償還期限までの期間にわたって、均等額を毎期償却しております。	建物及び構築物	5～60年	機械設備及び運搬具	5～17年	その他	5～10年	4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 たな卸資産 仕掛道路資産 同左 その他たな卸資産 同左 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 同左 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="922 1098 1262 1201"> <tr> <td>建物及び構築物</td><td>5～60年</td></tr> <tr> <td>機械設備及び運搬具</td><td>5～17年</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>5～10年</td></tr> </table> また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。 ② 無形固定資産 同左 (3) 重要な繰延資産の処理方法 ① 道路建設関係社債発行費 同左 ② _____	建物及び構築物	5～60年	機械設備及び運搬具	5～17年	その他	5～10年
建物及び構築物	5～60年												
機械設備及び運搬具	5～17年												
その他	5～10年												
建物及び構築物	5～60年												
機械設備及び運搬具	5～17年												
その他	5～10年												

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(4) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。 ③ 回数通行券払戻引当金 回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。 ④ ハイウェイカード損失補填引当金 ハイウェイカードの偽造被害に伴い、券種毎に販売額を超えての利用又は払戻請求により発生する損失に備えるため、過去の実績に基づいて算出した発生見込額を計上しております。 ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。 また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。	(4) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 同左 ② 賞与引当金 同左 ③ 回数通行券払戻引当金 同左 ④ ハイウェイカード損失補填引当金 同左 ⑤ 退職給付引当金 同左 ⑥ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。 （追加情報） 当社グループにおいて、役員退職慰労金規程が制定されたことにより、当連結会計年度より、内規に基づく連結会計年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。 これにより、当連結会計年度の発生額の内0百万円を高速道路等事業管理費及び売上原価に、5百万円を仕掛道路資産に、11百万円を販売費及び一般管理費に計上し、過年度分相当額5百万円を特別損失に計上しております。 この結果、営業利益及び経常利益は12百万円、税金等調整前当期純利益は17百万円減少しております。

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
⑥ マイレージ割引引当金 E T Cマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。 (5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 ② 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。	⑦ マイレージ割引引当金 同左 (5) 重要なリース取引の処理方法 同左 (6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税等の会計処理 同左 ② 収益及び費用の計上基準 同左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 全面時価評価法を採用しております。	5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左
6. 連結調整勘定の償却に関する事項 連結調整勘定は、発生年度より実質的判断による年数の見積もりが可能なものはその見積年数で均等償却し、金額が僅少なもののについては、原因分析を行わず発生年度に全額償却しております。	6. _____
7. _____	7. のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積もりが可能なものはその見積年数で均等償却し、金額が僅少なもののについては、発生年度に全額償却しております。
8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項 連結会社の利益処分については、連結会計年度中に確定した利益処分に基いて連結剰余金計算書を作成しております。	8. _____
9. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	9. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
_____	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は22,897百万円であります。
_____	(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当連結会計年度から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、道路建設関係社債発行差金107百万円は、当連結会計年度から道路建設関係社債から控除して表示しております。
_____	(金融商品に関する会計基準等) 当連結会計年度より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正平成18年10月20日 会計制度委員会報告第14号)を適用しております。 これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
※1 ※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債6,340百万円の一般担保に供しております。 3 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 1,324,340百万円 (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 13,024百万円 なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が13,024百万円減少しております。 ※4 当社の発行済株式総数は、普通株式20,000,000株であります。	※1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 4百万円 ※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債23,792百万円(額面23,900百万円)の一般担保に供しております。 3 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 1,029,100百万円 (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 15,673百万円 なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金2,649百万円減少しております。 ※4

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年10月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)																
※ 1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。																
給与手当 350百万円	給与手当 821百万円																
修繕費 174百万円	修繕費 209百万円																
調査費 331百万円	調査費 352百万円																
減価償却費 207百万円	減価償却費 454百万円																
賞与引当金繰入額 109百万円	利用促進費 1,044百万円																
退職給付費用 73百万円	賞与引当金繰入額 112百万円																
マイレージ割引引当金繰入額 287百万円	退職給付費用 499百万円																
	役員退職慰労引当金繰入額 11百万円																
	マイレージ割引引当金繰入額 1,048百万円																
	貸倒引当金繰入額 0百万円																
※ 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。	※ 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。																
建物及び構築物 0百万円	土地 717百万円																
土地 143百万円																	
計 144百万円																	
※ 3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。	※ 3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。																
土地 12百万円	建物及び構築物 30百万円																
	土地 0百万円																
	計 30百万円																
※ 4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。	※ 4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。																
建物及び構築物 52百万円	建物及び構築物 72百万円																
	機械装置及び運搬具 100百万円																
	その他 57百万円																
	計 230百万円																
※ 5 減損損失	※ 5 減損損失																
当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。	当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。																
<table><tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th><th>計上額</th></tr><tr><td>遊休不動産</td><td>土地</td><td>大阪府大阪市ほか</td><td>117百万円</td></tr></table>	用途	種類	場所	計上額	遊休不動産	土地	大阪府大阪市ほか	117百万円	<table><tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th><th>計上額</th></tr><tr><td>遊休不動産</td><td>土地</td><td>兵庫県川西市ほか</td><td>14百万円</td></tr></table>	用途	種類	場所	計上額	遊休不動産	土地	兵庫県川西市ほか	14百万円
用途	種類	場所	計上額														
遊休不動産	土地	大阪府大阪市ほか	117百万円														
用途	種類	場所	計上額														
遊休不動産	土地	兵庫県川西市ほか	14百万円														
(資産のグルーピング)	(資産のグルーピング)																
資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。	資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。																
① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。	① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。																
② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。	② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。																
③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。	③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。																

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(減損損失を認識するに至った経緯) 将来の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (回収可能価額の算定方法) 正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の売却予定額に基づいて評価しております。 ※6 ETC付替等損失は、回数通行券の廃止に伴い、回数通行券既発行分に対する付替等による利用見込額を計上したものであります。	(減損損失を認識するに至った経緯) 将来の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (回収可能価額の算定方法) 正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の売却予定額に基づいて評価しております。 ※6 _____

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																
※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在) <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td><td>35,135百万円</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>35,135百万円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	35,135百万円	現金及び現金同等物	35,135百万円	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td><td>33,973百万円</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>33,973百万円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	33,973百万円	現金及び現金同等物	33,973百万円								
現金及び預金勘定	35,135百万円																
現金及び現金同等物	35,135百万円																
現金及び預金勘定	33,973百万円																
現金及び現金同等物	33,973百万円																
※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 阪神高速技術株式会社の株式の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は以下のとおりであります。 (平成18年3月31日現在) <table> <tr> <td>流動資産</td><td>110百万円</td></tr> <tr> <td>固定資産</td><td>58百万円</td></tr> <tr> <td>連結調整勘定</td><td>7百万円</td></tr> <tr> <td>流動負債</td><td>△62百万円</td></tr> <tr> <td>固定負債</td><td>△73百万円</td></tr> <tr> <td>株式の取得価額</td><td>40百万円</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>△105百万円</td></tr> <tr> <td>差引：阪神高速技術(株)株式取得による収入</td><td>65百万円</td></tr> </table>	流動資産	110百万円	固定資産	58百万円	連結調整勘定	7百万円	流動負債	△62百万円	固定負債	△73百万円	株式の取得価額	40百万円	現金及び現金同等物	△105百万円	差引：阪神高速技術(株)株式取得による収入	65百万円	※2
流動資産	110百万円																
固定資産	58百万円																
連結調整勘定	7百万円																
流動負債	△62百万円																
固定負債	△73百万円																
株式の取得価額	40百万円																
現金及び現金同等物	△105百万円																
差引：阪神高速技術(株)株式取得による収入	65百万円																
※3 営業の譲受により増加した資産及び負債の主な内訳 財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会からの営業の譲受により増加した資産及び負債は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>流動資産</td><td>235百万円</td></tr> <tr> <td>固定資産</td><td>693百万円</td></tr> <tr> <td>資産合計</td><td>929百万円</td></tr> <tr> <td>流動負債</td><td>40百万円</td></tr> <tr> <td>固定負債</td><td>343百万円</td></tr> <tr> <td>負債合計</td><td>384百万円</td></tr> </table>	流動資産	235百万円	固定資産	693百万円	資産合計	929百万円	流動負債	40百万円	固定負債	343百万円	負債合計	384百万円	※3				
流動資産	235百万円																
固定資産	693百万円																
資産合計	929百万円																
流動負債	40百万円																
固定負債	343百万円																
負債合計	384百万円																
※4 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額 連結損益計算書に計上されている道路資産完成高は、資金により回収されず、当社において計上している道路建設関係長期借入金が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に債務引受けされることにより回収されることになります。 しかしながら、営業活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローを、より経営実態に即した適正な表示とするため、連結キャッシュ・フロー計算書上、道路資産完成高は一旦資金により回収され、回収された資金をもって道路建設関係長期借入金を返済しているものとみなしております。	※4 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額 営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△47,436百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額3,564百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△2,649百万円には、同項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額2,649百万円が含まれております。																

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年10月 1 日 至 平成18年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1 日 至 平成19年 3月31日)																																																																
(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>期末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>その他 (工具器具備品)</td><td>20</td><td>1</td><td>19</td></tr><tr><td>合計</td><td>20</td><td>1</td><td>19</td></tr></table> ② 未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1年以内</td><td>3百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>15百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>19百万円</td></tr></table> ③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>0百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>1百万円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr></table> ④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料 <table><tr><td>1年以内</td><td>147,723百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>9,106,458百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>9,254,181百万円</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	その他 (工具器具備品)	20	1	19	合計	20	1	19	1年以内	3百万円	1年超	15百万円	合計	19百万円	支払リース料	0百万円	減価償却費相当額	1百万円	支払利息相当額	0百万円	1年以内	147,723百万円	1年超	9,106,458百万円	合計	9,254,181百万円	(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>期末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>その他 (工具器具備品)</td><td>51</td><td>8</td><td>42</td></tr><tr><td>その他 (ソフトウェア)</td><td>22</td><td>2</td><td>19</td></tr><tr><td>合計</td><td>73</td><td>11</td><td>62</td></tr></table> ② 未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1年以内</td><td>14百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>50百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>65百万円</td></tr></table> ③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>13百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>10百万円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>5百万円</td></tr></table> ④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 同左 2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料 <table><tr><td>1年以内</td><td>147,020百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>8,959,438百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>9,106,458百万円</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	その他 (工具器具備品)	51	8	42	その他 (ソフトウェア)	22	2	19	合計	73	11	62	1年以内	14百万円	1年超	50百万円	合計	65百万円	支払リース料	13百万円	減価償却費相当額	10百万円	支払利息相当額	5百万円	1年以内	147,020百万円	1年超	8,959,438百万円	合計	9,106,458百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																														
その他 (工具器具備品)	20	1	19																																																														
合計	20	1	19																																																														
1年以内	3百万円																																																																
1年超	15百万円																																																																
合計	19百万円																																																																
支払リース料	0百万円																																																																
減価償却費相当額	1百万円																																																																
支払利息相当額	0百万円																																																																
1年以内	147,723百万円																																																																
1年超	9,106,458百万円																																																																
合計	9,254,181百万円																																																																
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																														
その他 (工具器具備品)	51	8	42																																																														
その他 (ソフトウェア)	22	2	19																																																														
合計	73	11	62																																																														
1年以内	14百万円																																																																
1年超	50百万円																																																																
合計	65百万円																																																																
支払リース料	13百万円																																																																
減価償却費相当額	10百万円																																																																
支払利息相当額	5百万円																																																																
1年以内	147,020百万円																																																																
1年超	8,959,438百万円																																																																
合計	9,106,458百万円																																																																

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされており、ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされており、 2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。	(注) 1. 同左 2. 同左

(有価証券関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。	デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を、また連結子会社は確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度末 (平成18年3月31日) (百万円)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日) (百万円)
イ. 退職給付債務	△24,810	△24,864
ロ. 年金資産	7,290	7,765
ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△17,519	△17,098
ニ. 未認識数理計算上の差異	△466	△410
ホ. 未認識過去勤務債務	—	—
ヘ. 連結貸借対照表計上額純額	△17,985	△17,508
ト. 前払年金費用	—	—
チ. 退職給付引当金 (ハ+ニ+ホ)	△17,985	△17,508

(注) 連結子会社は退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (百万円)
イ. 勤務費用	453	1,396
ロ. 利息費用	242	494
ハ. 期待運用収益	△15	△291
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	—	△46
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	—	—
ヘ. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	680	1,553

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
ロ. 割引率	2.0%	2.0%
ハ. 期待運用収益率	0.5%	4.0%
ニ. 数理計算上の差異の費用処理年数	10年 (各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)	10年 (各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)
ホ. 過去勤務債務の費用処理年数	一括費用処理	一括費用処理

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 退職給付引当金 7,309百万円 回数通行券払戻引当金 1,571百万円 賞与引当金 362百万円 未払事業税 190百万円 マイレージ割引引当金 116百万円 その他 123百万円 繰延税金資産小計 9,674百万円 評価性引当額 △9,633百万円 繰延税金資産合計 40百万円 繰延税金負債 — 繰延税金資産（負債）の純額 40百万円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 退職給付引当金 7,115百万円 回数通行券払戻引当金 1,351百万円 賞与引当金 370百万円 未払事業税 42百万円 マイレージ割引引当金 233百万円 未払工事費用 307百万円 その他 414百万円 繰延税金資産小計 9,835百万円 評価性引当額 △9,719百万円 繰延税金資産合計 116百万円 繰延税金負債 固定資産圧縮特別勘定 △81百万円 その他 △5百万円 繰延税金負債合計 △86百万円 繰延税金資産の純額 29百万円 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。 流動資産－繰延税金資産 64百万円 固定資産－繰延税金資産 46百万円 固定負債－繰延税金負債 △81百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.64% （調整） 交際費等永久差異 9.17% 住民税均等割 0.36% 評価性引当額 13.76% 法人税特別控除等 △1.38% その他 △0.45% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 62.10%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.64% （調整） 交際費等永久差異 0.54% 住民税均等割 0.76% 評価性引当額 3.39% 過年度税効果認識 △12.14% 法人税特別控除等 △0.45% その他 0.20% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 32.94%

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自平成17年10月1日 至平成18年3月31日）

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	104,340	344	462	105,147	—	105,147
(2) セグメント間の内部売上高	—	—	—	—	—	—
計	104,340	344	462	105,147	—	105,147
営業費用	99,731	380	352	100,464	—	100,464
営業利益又は営業損失（△）	4,609	△36	110	4,683	—	4,683
II. 資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	120,238	3,166	3,451	126,856	46,276	173,132
減価償却費	1,243	—	51	1,295	404	1,700
減損損失	—	—	—	—	117	117
資本的支出	2,508	—	49	2,557	588	3,146

（注） 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分の主要な内容

事業	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧、その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等
その他の事業	休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等

3. 資産のうち、消去又は会社の項目に含めた全社資産の金額は、46,276百万円であり、その主なものは各事業共用の固定資産、当社の余剰運用資金等であります。

当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	186,850	288	1,414	188,553	—	188,553
(2) セグメント間の内部売上高	24	—	179	204	△204	—
計	186,875	288	1,594	188,757	△204	188,553
営業費用	185,080	331	1,207	186,619	△204	186,414
営業利益又は営業損失（△）	1,795	△43	386	2,138	—	2,138
II. 資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	171,515	12,355	3,443	187,314	44,911	232,225
減価償却費	3,583	—	132	3,716	916	4,632
減損損失	—	—	—	—	14	14
資本的支出	5,155	—	62	5,218	471	5,689

（注） 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分の主要な内容

事業	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧、その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等
その他の事業	休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等

3. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、44,911百万円であり、その主なものは各事業共用の固定資産、当社の余剰運用資金等であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自平成17年10月1日 至平成18年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度（自平成17年10月1日 至平成18年3月31日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成17年10月 1 日 至 平成18年 3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主 (会社等)	国土交通省 (国土交通 大臣)	東京都 千代田 区	—	国土交通 行政	(被所有) 直接 50.0	なし	高速道路 建設、改 築事業等 に関する 分担金の 支払い等	高速道路 建設、改 築に関す る分担金 支払い	145	—	—
								土地(残 地)の売 却 (注1)	182	未収入金	182

- (注) 1. 当該取引により、固定資産売却益79百万円が計上されております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。
3. 一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主 (会社等) が議決権の 過半数を自 己の計算に おいて所有 している会 社等	独立行政法 人日本高速 道路保有・ 債務返済機 構	東京都 港区	4,463,874	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 貸付け、 承継債務 等の返済 等	なし	なし	なし	道路資産 賃借料の 支払 (注1)	64,932	高速道路 事業営業 未払金	11,364
								完成道路 資産の引 渡	13,966	高速道路 事業営業 未収入金	152
								道路建設 関係債務 の引渡 (注2)	14,499	—	—
								債務保証 (注2、 3)	1,337,364	—	—
								当社借入 金に対す る被債務 保証(注 4)	9,139	—	—
							資金の借 入	道路建設 関係借入 金の借入 (注5)	13,050	道路建設 関係長期 借入金	11,574

- (注) 1. 日本道路公団等民営化関係法施行法第24条の規定により国土交通大臣が策定した暫定協定に基づき支払を行っております。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が阪神高速道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により債務保証を受けております。なお、保証料の支払いはありません。
5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利息であります。
6. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主 (会社等)	国土交通省 (国土交通 大臣)	東京都 千代田 区	—	国土交通 行政	(被所有) 直接 50.0	なし	高速道路 建設、改 築事業等 に関する 分担金の 支払い等	高速道路 建設、改 築に関す る分担金 支払い	165	—	—
								土地（残 地）の売 却 (注1)	62	未収入金	62
								受託事業 の受入	8,356	—	—

(注) 1. 当該取引により、固定資産売却益25百万円が計上されております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

3. 一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主 (会社等) が議決権の 過半数を自 己の計算に おいて所有 している会 社等	独立行政法 人日本高速 道路保有・ 債務返済機 構	東京都 港区	4,596,574	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 貸付け、 承継債務 等の返済 等	なし	なし	道路資産 との関係	道路資産 賃借料の 支払 (注1)	140,688	高速道路 事業営業 未払金	12,313
								完成道路 資産の引 渡	3,564	高速道路 事業営業 未収入金	1,245
								道路建設 関係債務 の引渡 (注2)	2,649	—	—
								債務保証 (注2、 3)	1,044,773	—	—
								当社借入 金に対す る被債務 保証(注 4)	9,139	—	—
							資金の借 入	道路建設 関係借入 金の借入 (注5)	22,400	道路建設 関係長期 借入金	33,974

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。

2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。

4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が阪神高速道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により債務保証を受けております。なお、保証料の支払いはありません。

5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利息であります。

6. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,059.73円	1株当たり純資産額	1,144.87円
1株当たり当期純利益金額	59.73円	1株当たり当期純利益金額	85.14円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当期純利益(百万円)	1,194	1,702
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,194	1,702
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,000	20,000

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 早期退職支援特例制度の実施 社員の早期退職を促進し、年齢構成を改善することにより組織の活性化を図るとともに、会社の合理的経営を推進するため、平成18年11月1日付にて「阪神高速道路株式会社社員早期退職支援特例制度規則」を制定し、早期退職支援特例制度を実施しました。 (1) 対象者 下記の条件に該当する社員 ① 平成18年7月1日現在で56歳以上58歳以下であること ② 当社での勤続期間が30年以上であること (2) 申請期間 平成18年11月1日から平成18年12月28日まで (3) 退職日 原則として平成19年3月31日 (4) 退職加算金 「阪神高速道路株式会社社員退職手当支給規則」における退職手当及び本制度に基づく加算額を支給する。 上記の結果、19名の応募があり、これをもって募集を締め切りました。 なお、本制度実施に伴い発生する退職加算金は182百万円と見込まれ、平成19年3月期に特別損失として計上する予定であります。	1. _____

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2. 株式取得に関する基本合意（㈱阪神パトロール） 当社は、当社の非連結子会社である㈱エイチエイチエス及び㈱コーベックスとの間で、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの株式譲渡に関する基本合意書を平成19年2月8日付で締結しました。概要は次のとおりです。 (1) 株式取得の目的 阪神高速道路の交通管理業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、同業務の委託先である㈱阪神パトロールの全発行済株式を取得し、連結子会社化を図ることを目的としている。 (2) 株式取得の相手会社の名称 ㈱エイチエイチエス ㈱コーベックス (3) 株式を取得する会社の名称、事業内容、規模 名称：㈱阪神パトロール 事業内容：阪神高速道路の交通管理業務 規模：資本金 10百万円 (4) 株式取得の時期 平成19年4月初を目途 (5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 取得する株式の数：200株 (注) 内訳：㈱エイチエイチエス 120株 ㈱コーベックス 80株 取得価額：取得価額については、株式譲渡契約の締結までの間に当事者間で協議のうえ、取締役会の決議を経て決定する。 譲渡後の持分比率：100% (6) その他 株式譲渡契約の効力は、上記の取締役会の決議を条件とする。 3. 連結子会社の一部事業の譲受け 当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱は、社団法人阪神有料道路サービス協会との間で、同協会が収益事業として実施している全事業及び当該事業に係る資産及び負債並びにこれらに付随する一切の権利義務を譲り受ける事業譲渡契約を平成19年2月9日付で締結し、当該譲受けを平成19年4月1日に実施することとしております。 (1) 事業の譲受けの目的 当社グループ内で、同協会が実施している収益事業を営むことにより、当社グループの経営効率化を推進することを目的とする。	2. ㈱阪神パトロールに係る株式取得 当社は、平成19年3月20日の取締役会において、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの株式を取得することを決議し、平成19年4月1日付で同社株式を取得しました。 (1) 株式取得の目的 阪神高速道路の交通管理業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの全発行済株式を取得し、連結子会社化を図ることを目的としております。 (2) 株式取得の相手会社の名称 ㈱エイチエイチエス ㈱コーベックス (3) 株式を取得する会社の名称、事業内容、規模 名称：㈱阪神パトロール 事業内容：交通管理業務（道路巡回業務、交通管制補助業務、取締補助業務） 規模：資本金 10百万円 (4) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 取得する株式の数：200株 内訳：㈱エイチエイチエス 120株 ㈱コーベックス 80株 取得価額：37百万円 内訳：㈱エイチエイチエス 22.2百万円 ㈱コーベックス 14.8百万円 譲渡後の持分比率：100% (5) その他 ㈱阪神パトロールは、平成19年4月1日付で、商号を阪神高速パトロール㈱に変更しております。 3. 連結子会社の一部事業の譲受け 当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱は、社団法人阪神有料道路サービス協会との間で、同協会が収益事業として実施している全事業及び当該事業に係る資産及び負債並びにこれらに付随する一切の権利義務を譲り受ける事業譲渡契約を平成19年2月9日付で締結し、当該譲受けを平成19年4月1日付で実施しました。 (1) 事業の譲受けの目的 当社グループ内で、同協会が実施している収益事業を営むことにより、当社グループの経営効率化を推進することを目的とする。

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(2) 事業譲受元の名称、住所、代表者の氏名、正味財産及び事業収入 名称 : 社団法人阪神有料道路サービス協会 住所 : 大阪市西区西本町1丁目3番15号 代表者の氏名: 会長 小川 征史 正味財産 : 450百万円 事業収入 : 1,416百万円 (注) 正味財産及び事業収入については、同協会が実施している収益事業に係る金額(平成18年3月31日現在)を記載しております。 (3) 譲受け事業 スルーウェイカード提携事業、広報受託事業等 (4) 譲受け資産・負債の額 資産 367百万円 負債 137百万円 (注) 資産及び負債の価額については、平成19年3月31日における見込額であり、事業譲受日現在の価額について、別途確認書を締結することとしております。 (5) 譲受け時期 平成19年4月1日 (6) その他 本事業譲渡は無償で行うこととしております。	(2) 事業譲受元の名称、住所、代表者の氏名、正味財産及び事業収入 名称 : 社団法人阪神有料道路サービス協会 住所 : 大阪市西区西本町1丁目3番15号 代表者の氏名: 会長 小川 征史 正味財産 : 450百万円 事業収入 : 1,416百万円 (注) 正味財産及び事業収入については、同協会が実施している収益事業に係る金額(平成18年3月31日現在)を記載しております。 (3) 譲受け事業 スルーウェイカード提携事業、広報受託事業等 (4) 譲受け資産・負債の額 資産 367百万円 負債 137百万円 (注) 資産及び負債の価額については、平成19年3月31日における見込額であり、事業譲受日現在の価額について、別途確認書を締結することとしております。 (5) 譲受け時期 平成19年4月1日 (6) その他 本事業譲渡は無償で実施しました。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
阪神高速道路(株)	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第1回	平成18年 3月31日	6,292	6,297	1.60	有	平成28年 3月31日
阪神高速道路(株)	第1回普通社債	平成19年 3月15日	—	4,997	1.44	有	平成25年 3月19日
阪神高速道路(株)	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第2回	平成19年 3月16日	—	12,497	1.70	有	平成29年 3月16日
合計	—	—	6,292	23,792	—	—	—

(注) 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	—	4,618	0.453	平成20年2月28日～ 平成20年3月31日
長期借入金	87,984	110,616	1.12	平成22年9月～ 平成27年3月
その他の有利子負債 長期未払金	578	578	1.48	平成27年11月
合計	88,562	115,813	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金のうち、102,783百万円は道路建設関係長期借入金であります。道路建設関係長期借入金のうち、30,661百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利息の借入金であります。

3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した金額の合計額は2,649百万円であります。

4. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は、以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	7,866	2,611	72,374	2,935
長期未払金	68	68	68	68
合計	7,934	2,679	72,442	3,003

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

		前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（百万円）		金額（百万円）	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金			34,710		32,869
2 高速道路事業営業未収入金			11,825		14,647
3 未収入金	※4		1,356		1,059
4 未収法人税等			—		348
5 未収消費税等			418		1,130
6 仕掛道路資産			71,762		119,225
7 貯蔵品			127		100
8 受託業務前払金			2,397		11,607
9 前払費用			24		9
10 その他			102		361
貸倒引当金			△47		△33
流動資産合計			122,677	71.1	181,327 78.6
II 固定資産					
A 高速道路事業固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物		997		938	
減価償却累計額		△22	974	△65	872
(2) 構築物		13,552		14,327	
減価償却累計額		△350	13,202	△1,348	12,979
(3) 機械装置		14,734		23,771	
減価償却累計額		△747	13,987	△3,344	20,426
(4) 車両運搬具		496		491	
減価償却累計額		△58	438	△174	317
(5) 工具器具備品		248		247	
減価償却累計額		△24	223	△126	120
(6) 土地			153		—
(7) 建設仮勘定			6,554		1,025
有形固定資産合計			35,532	20.6	35,741 15.5

		前事業年度 (平成18年 3 月31 日)			当事業年度 (平成19年 3 月31 日)		
区分	注記 番号	金額（百万円）		構成比 （%）	金額（百万円）		構成比 （%）
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア			269			277	
(2) その他			1			48	
無形固定資産合計			270	0. 2		325	0. 1
高速道路事業固定資産 合計			35, 803	20. 8		36, 067	15. 6
B 関連事業固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物		922			892		
減価償却累計額		△19	902		△59	832	
(2) 構築物		324			378		
減価償却累計額		△21	303		△89	289	
(3) 機械装置		27			27		
減価償却累計額		△0	26		△2	24	
(4) 工具器具備品		69			73		
減価償却累計額		△7	62		△23	49	
(5) 土地			1, 667			1, 528	
有形固定資産合計			2, 963	1. 7		2, 724	1. 2
関連事業固定資産合計			2, 963	1. 7		2, 724	1. 2
C 各事業共用固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物		3, 094			3, 092		
減価償却累計額		△72	3, 021		△219	2, 872	
(2) 構築物		54			54		
減価償却累計額		△2	51		△7	46	
(3) 車両運搬具		10			10		
減価償却累計額		△0	9		△2	7	
(4) 工具器具備品		123			105		
減価償却累計額		△7	115		△17	88	
(5) 土地			2, 996			2, 996	
有形固定資産合計			6, 195	3. 6		6, 011	2. 6

		前事業年度 (平成18年 3 月31 日)		当事業年度 (平成19年 3 月31 日)		
区分	注記 番号	金額（百万円）		構成比 (%)	金額（百万円）	構成比 (%)
2 無形固定資産	※ 2					
(1) ソフトウェア		3, 253		3, 031		
(2) その他		87		0		
無形固定資産合計		3, 341	1. 9	3, 031	1. 3	
各事業共用固定資産合計		9, 536	5. 5	9, 043	3. 9	
D その他の固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 土地		1, 263		1, 109		
有形固定資産合計		1, 263	0. 7	1, 109	0. 5	
その他の固定資産合計		1, 263	0. 7	1, 109	0. 5	
E 投資その他の資産						
1 関係会社株式		50		80		
2 長期前払費用		88		60		
3 その他		141		242		
貸倒引当金		—		△10		
投資その他の資産合計		280	0. 2	372	0. 2	
固定資産合計		49, 847	28. 9	49, 317	21. 4	
Ⅲ 繰延資産						
1 道路建設関係社債発行 差金		47		—		
繰延資産合計		47	0. 0	—	—	
資産合計		172, 572	100. 0	230, 644	100. 0	

		前事業年度 (平成18年 3 月31 日)		当事業年度 (平成19年 3 月31 日)		
区分	注記 番号	金額（百万円）		構成比 (%)	金額（百万円）	構成比 (%)
(負債の部)						
I 流動負債						
1 高速道路事業営業未払金	※ 4		18,716		28,723	
2 1年以内返済予定長期借入金			—		4,618	
3 未払金	※ 4		1,165		1,968	
4 未払費用			442		529	
5 未払法人税等			2,059		—	
6 受託業務前受金			2,930		11,915	
7 前受金			8,041		2,963	
8 預り金			57		90	
9 賞与引当金			879		848	
10 回数通行券払戻引当金			3,867		3,326	
11 ハイウェイカード損失補填引当金			6		1	
12 その他			55		62	
流動負債合計			38,222	22.1	55,048	23.9
II 固定負債						
1 道路建設関係社債	※ 2		6,340		23,792	
2 道路建設関係長期借入金			78,845		102,783	
3 その他の長期借入金			9,139		7,833	
4 繰延税金負債			—		81	
5 受入保証金			67		92	
6 退職給付引当金			17,912		17,411	
7 役員退職慰労引当金			—		16	
8 マイレージ割引引当金			287		574	
9 その他			578		578	
固定負債合計			113,170	65.6	153,165	66.4
負債合計			151,392	87.7	208,213	90.3

		前事業年度 (平成18年 3 月31 日)			当事業年度 (平成19年 3 月31 日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)	金額 (百万円)		構成比 (%)
(資本の部)	※ 1						
I 資本金			10,000	5.8		—	—
II 資本剰余金							
1 資本準備金		10,000			—		
資本剰余金合計			10,000	5.8		—	—
III 利益剰余金							
1 当期末処分利益		1,179			—		
利益剰余金合計			1,179	0.7		—	—
資本合計			21,179	12.3		—	—
負債資本合計			172,572	100.0		—	—

		前事業年度 (平成18年 3 月31 日)			当事業年度 (平成19年 3 月31 日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)	金額 (百万円)		構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金			—	—		10,000	4.3
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		—			10,000		
資本剰余金合計			—	—		10,000	4.3
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
固定資産圧縮特別勘定 積立金		—			119		
道路事業別途積立金		—			1,176		
関連事業別途積立金		—			3		
繰越利益剰余金		—			1,132		
利益剰余金合計			—	—		2,431	1.1
純資産合計			—	—		22,431	9.7
負債純資産合計			—	—		230,644	100.0

②【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成17年10月 1 日 至 平成18年 3 月31日)			当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額（百万円）		百分比 (%) (注 1)	金額（百万円）		百分比 (%) (注 2)
I 高速道路事業営業損益	※ 1						
1 営業収益							
(1) 料金収入		87,949			179,217		
(2) 道路資産完成高		13,966			3,564		
(3) その他の売上高		2,424	104,340	99.4	3,787	186,570	99.4
2 営業費用							
(1) 道路資産賃借料		64,932			140,688		
(2) 道路資産完成原価		13,966			3,564		
(3) 管理費用		20,824	99,723	95.0	41,173	185,427	98.8
高速道路事業営業利益			4,617	4.4		1,143	0.6
II 関連事業営業損益	※ 1						
1 営業収益							
(1) 受託業務収入		344			288		
(2) 駐車場事業収入		269			656		
(3) 休憩所等事業収入		52			138		
(4) その他営業事業収入		12	679	0.6	64	1,148	0.6
2 営業費用							
(1) 受託業務事業費		380			331		
(2) 駐車場事業費		62			255		
(3) 休憩所等事業費		95			195		
(4) その他営業事業費		103	641	0.6	151	933	0.5
関連事業営業利益			37	0.0		214	0.1
全事業営業利益			4,654	4.4		1,357	0.7
III 営業外収益							
1 受取利息		1			72		
2 解約違約金収入		—			91		
3 土地物件貸付料		24			46		
4 原因者負担収入		47			17		
5 雑収入		34	107	0.1	86	315	0.2

		前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%) (注1)	金額 (百万円)		百分比 (%) (注2)
IV 営業外費用							
1 支払利息		69			156		
2 ハイウェイカード払戻 損失		—			28		
3 事業所移転費用		19			—		
4 事業譲受費用		10			—		
5 雑損失		7	106	0.1	20	206	0.1
経常利益			4,655	4.4		1,466	0.8
V 特別利益							
1 固定資産売却益	※2	144			717		
2 回数通行券払戻引当金 戻入益		—	144	0.2	388	1,105	0.5
VI 特別損失							
1 固定資産売却損	※3	12			30		
2 固定資産除却費	※4	52			229		
3 減損損失	※5	117			14		
4 臨時償却費		—			240		
5 早期退職加算金		—			181		
6 過年度役員退職慰労引 当金繰入額		—			5		
7 過年度消費税等		—			96		
8 ETC付替等損失	※6	1,495	1,677	1.6	—	799	0.4
税引前当期純利益			3,122	3.0		1,772	0.9
法人税、住民税及び事 業税		1,943			439		
法人税等調整額		—	1,943	1.9	81	520	0.2
当期純利益			1,179	1.1		1,251	0.7
当期末処分利益			1,179			—	

(注) 1. 百分比は全事業営業収益 (105,020百万円) を100とする比率であります。

2. 百分比は全事業営業収益 (187,718百万円) を100とする比率であります。

営業費用明細書

(1) 事業別科目別内訳書

	前事業年度 (自 平成17年10月 1 日 至 平成18年 3 月31日)			当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		
区分	金額 (百万円)			金額 (百万円)		
I 高速道路事業営業費用						
1 道路資産賃借料		64,932			140,688	
2 道路資産完成原価		13,966			3,564	
3 管理費用						
(1) 維持修繕費	7,860			13,579		
(2) 管理業務費	11,364			24,626		
(3) 一般管理費	1,598			2,967		
計		20,824			41,173	
高速道路事業営業費用合計			99,723			185,427
II 関連事業営業費用						
1 受託業務事業費						
(1) 受託事業費	336			295		
(2) 一般管理費	44			36		
計		380			331	
2 駐車場事業費						
(1) 管理業務費	38			240		
(2) 一般管理費	23			14		
計		62			255	
3 休憩所等事業費						
(1) 管理業務費	83			173		
(2) 一般管理費	11			21		
計		95			195	
4 その他営業事業費						
(1) 管理業務費	75			110		
(2) 一般管理費	27			41		
計		103			151	
関連事業営業費用合計			641			933
全事業営業費用合計			100,365			186,360

(2) 科目明細書

① 道路資産完成原価

		前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※2	2,047	7.8
II 経費		22,287	85.1
III 一般管理費		1,304	5.0
IV 金利等		545	2.1
当期総製造費用		26,184	100.0
期首仕掛道路資産		57,979	
合計		84,163	
期末仕掛道路資産		70,196	
道路資産完成原価		13,966	

1 期首仕掛道路資産及び期末仕掛道路資産の金額には消費税等は含まれておりません。

※2 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)
外注費	20,655
土地代	368

3 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

② 維持修繕費

		前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※1	664	8.4
II 経費		7,195	91.6
維持修繕費		7,860	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)
維持補修費	5,994
清掃料	447
水道光熱費	402

③ 管理業務費

		前事業年度 (自 平成17年10月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※ 1	1, 187	10. 4
II 経費		10, 177	89. 6
管理業務費		11, 364	100. 0

※ 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)
業務委託費	5, 515
支払手数料	1, 270
減価償却費	1, 171
広告宣伝費	853
修繕費	432
マイレージ割引引当金繰入額	287

高速道路事業に係る原価明細書

		当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		
I 営業費用				
1. 道路資産賃借料				140,688
2. 道路資産完成原価				
(1) 用地費				
土地代		—		
労務費		—		
外注費		—		
経費		—		
金利等		—		
一般管理費人件費		—		
一般管理費経費		—	—	
(2) 建設費				
労務費		207		
外注費		3,183		
経費		37		
金利等		13		
一般管理費人件費		55		
一般管理費経費		67	3,564	
(3) 除却工事費用その他				
労務費		—		
外注費		—		
経費		—		
金利等		—		
一般管理費人件費		—		
一般管理費経費		—	—	3,564

		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		
3. 管理費用				
(1) 維持修繕費				
人件費		998		
経費		12,581	13,579	
(2) 管理業務費				
人件費		2,151		
経費		22,475	24,626	
(3) 一般管理費				
人件費		1,395		
経費		1,572	2,967	41,173
II 営業外費用				
1. 支払利息			113	
2. 雑損失			49	162
III 特別損失				
1. 固定資産売却損			0	
2. 固定資産除却費			228	
3. 減損損失			14	
4. 臨時償却費			240	
5. 早期退職加算金			181	
6. 過年度役員退職慰労引当 金繰入額			5	
7. 過年度消費税等			96	767
高速道路事業営業費用等合計				186,357
IV 法人税、住民税及び事業税			245	245
高速道路事業総費用合計				186,602

(注) 当事業年度から、財務諸表等規則第78条第2項第7号の規定により、高速道路事業等会計規則に定める「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」を、高速道路事業に係る原価明細書として表示しております。

④ 受託事業費

		前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※2	66	6.8	50	0.5
II 経費		907	93.2	9,481	99.5
当期総製造費用		973	100.0	9,531	100.0
期首受託業務前払金		1,728		2,366	
合計		2,702		11,898	
期末受託業務前払金		2,366		11,602	
受託事業費		336		295	

1 期首受託業務前払金及び期末受託業務前払金の金額には消費税等は含まれておりません。

※2 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
外注費	894	6,890
土地代	1	0

3 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

⑤ 駐車場事業管理業務費

		前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※1	9	24.4	24	10.0
II 経費		29	75.6	216	90.0
駐車場事業管理業務費		38	100.0	240	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりです。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
減価償却費	28	83
租税公課	0	120

⑥ 休憩所等事業管理業務費

		前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※1	19	22.8	33	19.3
II 経費		64	77.2	140	80.7
休憩所等事業管理業務費		83	100.0	173	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
業務委託費	25	48
減価償却費	19	43
修繕費	10	17

⑦ その他営業事業管理業務費

		前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※1	44	59.1	69	63.1
II 経費		30	40.9	40	36.9
その他営業事業管理業務費		75	100.0	110	100.0

※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
固定資産除却費	25	0
支払手数料	0	22

⑧ 一般管理費

高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は前事業年度（自平成17年10月1日 至平成18年3月31日）は1,706百万円、当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は3,081百万円であり、主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度（百万円）	当事業年度（百万円）
給与手当	306	618
賞与引当金繰入額	97	99
退職給付費用	73	490
業務委託費	81	89
減価償却費	205	445
調査費	331	364
修繕費	174	226
地代家賃	86	133
租税公課	95	261

③【利益処分計算書及び株主資本等変動計算書】

利益処分計算書

		前事業年度 株主総会承認日 (平成18年 6 月28日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	
I 当期末処分利益			1,179
II 利益処分額			
1 任意積立金			
(1) 高速道路事業別途積立金		1,176	
(2) 関連事業別途積立金		3	1,179
III 次期繰越利益			—

株主資本等変動計算書

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					
		資本準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
			固定資産圧縮特別勘定積立金	高速道路事業別途積立金	関連事業別途積立金	繰越利益剰余金		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	10,000	10,000	—	—	—	1,179	1,179	21,179
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立て			119			△119	—	—
別途積立金の積立て（注）				1,176	3	△1,179	—	—
当期純利益						1,251	1,251	1,251
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	119	1,176	3	△47	1,251	1,251
平成19年3月31日 残高 (百万円)	10,000	10,000	119	1,176	3	1,132	2,431	22,431

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。	1 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 同左
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。 (2) 貯蔵品 建設資材等は個別法による原価法によっております。 貯蔵物品は後入先出法による原価法によっております。	2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 仕掛道路資産 同左 (2) 貯蔵品 同左
3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 構築物 5～60年 機械装置 5～17年 また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。	3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
4 繰延資産の処理方法 (1) 道路建設関係社債発行費 支出時に全額費用処理しております。 (2) 道路建設関係社債発行差金 社債償還期限までの期間にわたって均等額を每期償却しております。	4 繰延資産の処理方法 (1) 道路建設関係社債発行費 同左 (2) _____

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 回数通行券払戻引当金 回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。 (4) ハイウェイカード損失補填引当金 ハイウェイカードの偽造被害に伴い、券種毎に販売額を超えての利用又は払戻請求により発生する損失に備えるため、過去の実績に基づいて算出した発生見込額を計上しております。 (5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。 (6) マイレージ割引引当金 ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。	5 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 回数通行券払戻引当金 同左 (4) ハイウェイカード損失補填引当金 同左 (5) 退職給付引当金 同左 (6) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。 (追加情報) 当社において、役員退職慰労金規程が制定されたことにより、当事業年度より、内規に基づく事業年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。 これにより、当事業年度の発生額の内0百万円を道路資産完成原価に、5百万円を仕掛道路資産に、5百万円を販売費及び一般管理費に計上し、過年度分相当額5百万円を特別損失に計上しております。 この結果、営業利益及び経常利益は5百万円、税引前当期純利益は11百万円減少しております。 (7) マイレージ割引引当金 同左

前事業年度 (自 平成17年10月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
6	6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7 その他財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ② 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。	7 その他財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税等の会計処理 同左 ② 収益及び費用の計上基準 同左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成17年10月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
_____	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9 日 企業会計基準第 5 号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9 日 企業会計基準適用指針第 8 号)を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は 22,431百万円であります。
_____	(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当事業年度から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年 8 月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、道路建設関係社債発行差金107百万円は、当事業年度から道路建設関係社債から控除して表示しております。
_____	(金融商品に関する会計基準等) 当事業年度より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年 8 月11日 企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正平成18年10月20日 会計制度委員会報告第14号)を適用しております。 これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年 3 月31日)	当事業年度 (平成19年 3 月31日)																				
※ 1 会社が発行する株式 普通株式 80,000,000株 発行済株式総数 普通株式 20,000,000株 ※ 2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第 8 条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債6,340百万円の一般担保に供しております。 3 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 1,324,340百万円 (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 13,024百万円 なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が13,024百万円減少しております。 ※ 4 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 <table border="1"> <tr> <td>流動資産</td><td></td></tr> <tr> <td>未収入金</td><td>19百万円</td></tr> <tr> <td>流動負債</td><td></td></tr> <tr> <td>高速道路事業営業未払金</td><td>801百万円</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>25百万円</td></tr> </table>	流動資産		未収入金	19百万円	流動負債		高速道路事業営業未払金	801百万円	未払金	25百万円	※ 1 _____ ※ 2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第 8 条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債23,792百万円（額面23,900百万円）の一般担保に供しております。 3 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 1,029,100百万円 (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 15,673百万円 なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金2,649百万円減少しております。 ※ 4 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 <table border="1"> <tr> <td>流動資産</td><td></td></tr> <tr> <td>未収入金</td><td>35百万円</td></tr> <tr> <td>流動負債</td><td></td></tr> <tr> <td>高速道路事業営業未払金</td><td>2,800百万円</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>115百万円</td></tr> </table>	流動資産		未収入金	35百万円	流動負債		高速道路事業営業未払金	2,800百万円	未払金	115百万円
流動資産																					
未収入金	19百万円																				
流動負債																					
高速道路事業営業未払金	801百万円																				
未払金	25百万円																				
流動資産																					
未収入金	35百万円																				
流動負債																					
高速道路事業営業未払金	2,800百万円																				
未払金	115百万円																				

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年10月 1 日 至 平成18年 3 月31日)				当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)			
※ 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれます。 駐車場事業収入 161百万円 営業費用（高速道路事業営業費用） 4,250百万円 休憩所等事業費 24百万円				※ 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれます。 高速道路事業営業収益 5百万円 駐車場事業収入 618百万円 その他営業事業収入 37百万円 道路資産完成原価（当期総製造費用） 1,110百万円 受託事業費（当期総製造費用） 8百万円 高速道路事業管理費用 17,513百万円 受託業務事業費 2百万円 駐車場事業費 9百万円 休憩所等事業費 52百万円 その他営業事業費 3百万円			
※ 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 建物及び構築物 0百万円 土地 143百万円 計 144百万円				※ 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 土地 717百万円			
※ 3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。 土地 12百万円				※ 3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。 建物 30百万円 土地 0百万円 計 30百万円			
※ 4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。 建物及び構築物 52百万円				※ 4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。 建物 70百万円 構築物 1百万円 機械装置 97百万円 車両運搬具 3百万円 工具器具備品 56百万円 計 229百万円			
※ 5 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。				※ 5 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。			
用途	種類	場所	計上額	用途	種類	場所	計上額
遊休不動産	土地	大阪府大阪市ほか	117百万円	遊休不動産	土地	兵庫県川西市ほか	14百万円

前事業年度 (自 平成17年10月 1 日 至 平成18年 3 月31 日)	当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31 日)
(資産のグルーピング) 資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。 ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。 ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。 ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。 (減損損失を認識するに至った経緯) 将来の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (回収可能価額の算定方法) 正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の売却予定額に基づいて評価しております。 ※6 ETC付替等損失は、回数通行券の廃止に伴い、回数通行券既発行分に対する付替等による利用見込額を計上したものであります。	(資産のグルーピング) 資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。 ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。 ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。 ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。 (減損損失を認識するに至った経緯) 将来の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (回収可能価額の算定方法) 正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の売却予定額に基づいて評価しております。 ※6 _____

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度（自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年10月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)																
1. ファイナンスリース _____	1. ファイナンスリース リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額 <table><tr><th></th><th>取得価額相当 額 (百万円)</th><th>減価償却累計 額相当額 (百万円)</th><th>期末残高相当 額 (百万円)</th></tr><tr><td>各事業共用工 具器具及び備 品</td><td>24</td><td>3</td><td>21</td></tr><tr><td>各事業共用ソ フトウェア</td><td>22</td><td>2</td><td>19</td></tr><tr><td>合計</td><td>47</td><td>5</td><td>41</td></tr></table> ② 未経過リース料期末残高相当額 1 年以内 9百万円 1 年超 34百万円 合計 43百万円 ③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相 当額 支払リース料 9百万円 減価償却費相当額 5百万円 支払利息相当額 5百万円 ④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期への配分方法について は、利息法によっております。		取得価額相当 額 (百万円)	減価償却累計 額相当額 (百万円)	期末残高相当 額 (百万円)	各事業共用工 具器具及び備 品	24	3	21	各事業共用ソ フトウェア	22	2	19	合計	47	5	41
	取得価額相当 額 (百万円)	減価償却累計 額相当額 (百万円)	期末残高相当 額 (百万円)														
各事業共用工 具器具及び備 品	24	3	21														
各事業共用ソ フトウェア	22	2	19														
合計	47	5	41														

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
2. オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料 <table> <tr> <td>1年以内</td><td>147,723百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>9,106,458百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>9,254,181百万円</td></tr> </table> (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。 2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。	1年以内	147,723百万円	1年超	9,106,458百万円	合計	9,254,181百万円	2. オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料 <table> <tr> <td>1年以内</td><td>147,020百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>8,959,438百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>9,106,458百万円</td></tr> </table> (注) 1. 同左 2. 同左	1年以内	147,020百万円	1年超	8,959,438百万円	合計	9,106,458百万円
1年以内	147,723百万円												
1年超	9,106,458百万円												
合計	9,254,181百万円												
1年以内	147,020百万円												
1年超	8,959,438百万円												
合計	9,106,458百万円												

(有価証券関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。	同左

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
	繰延税金資産		繰延税金資産
	退職給付引当金		退職給付引当金
	回数通行券払戻引当金		回数通行券払戻引当金
	賞与引当金		賞与引当金
	未払事業税		未払事業税
	マイレージ割引引当金		マイレージ割引引当金
	その他		未払工事費用
			その他
	繰延税金資産小計		繰延税金資産小計
	評価性引当額		評価性引当額
	繰延税金資産合計		繰延税金資産合計
	繰延税金負債		繰延税金負債
	繰延税金資産（負債）の純額		繰延税金負債
			固定資産圧縮特別勘定
			繰延税金負債合計
			繰延税金負債の純額
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	(調整)		(調整)
	交際費等永久差異		交際費等永久差異
	住民税均等割		住民税均等割
	評価性引当額		評価性引当額
	法人税特別控除等		過年度税効果認識
	その他		法人税特別控除等
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		その他
			税効果会計適用後の法人税等の負担率

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,058.98円	1株当たり純資産額	1,121.55円
1株当たり当期純利益金額	58.98円	1株当たり当期純利益金額	62.57円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当期純利益(百万円)	1,179	1,251
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,179	1,251
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,000	20,000

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 早期退職支援特例制度の実施 社員の早期退職を促進し、年齢構成を改善することにより組織の活性化を図るとともに、会社の合理的経営を推進するため、平成18年11月1日付にて「阪神高速道路株式会社社員早期退職支援特例制度規則」を制定し、早期退職支援特例制度を実施しました。 (1) 対象者 下記の条件に該当する社員 ① 平成18年7月1日現在で56歳以上58歳以下であること ② 当社での勤続期間が30年以上であること (2) 申請期間 平成18年11月1日から平成18年12月28日まで (3) 退職日 原則として平成19年3月31日 (4) 退職加算金 「阪神高速道路株式会社社員退職手当支給規則」における退職手当及び本制度に基づく加算額を支給する。 上記の結果、19名の応募があり、これをもって募集を締め切りました。 なお、本制度実施に伴い発生する退職加算金は182百万円と見込まれ、平成19年3月期に特別損失として計上する予定であります。	1. _____

前事業年度 (自 平成17年10月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
2. 株式取得に関する基本合意（㈱阪神パトロール） 当社は、当社の非連結子会社である㈱エイチエイチエス及び㈱コーベックスとの間で、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの株式譲渡に関する基本合意書を平成19年 2 月 8 日付で締結しました。概要は次のとおりです。 (1) 株式取得の目的 阪神高速道路の交通管理業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、同業務の委託先である㈱阪神パトロールの全発行済株式を取得し、連結子会社化を図ることを目的としております。 (2) 株式取得の相手会社の名称 ㈱エイチエイチエス ㈱コーベックス (3) 株式を取得する会社の名称、事業内容、規模 名称：㈱阪神パトロール 事業内容：阪神高速道路の交通管理業務 規模：資本金 10百万円 (4) 株式取得の時期 平成19年 4 月初を目途 (5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 取得する株式の数：200株 (注) 内訳：㈱エイチエイチエス 120株 ㈱コーベックス 80株 取得価額：取得価額については、株式譲渡契約の締結までの間に当事者間で協議のうえ、取締役会の決議を経て決定する。 譲渡後の持分比率：100% (6) その他 株式譲渡契約の効力は、上記の取締役会の決議を条件とする。	2. ㈱阪神パトロールに係る株式取得 当社は、平成19年 3 月20日の取締役会において、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの株式を取得することを決議し、平成19年 4 月 1 日付で同社株式を取得しました。 (1) 株式取得の目的 阪神高速道路の交通管理業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため、当社の非連結子会社である㈱阪神パトロールの全発行済株式を取得し、連結子会社化を図ることを目的としております。 (2) 株式取得の相手会社の名称 ㈱エイチエイチエス ㈱コーベックス (3) 株式を取得する会社の名称、事業内容、規模 名称：㈱阪神パトロール 事業内容：交通管理業務（道路巡回業務、交通管制補助業務、取締補助業務） 規模：資本金 10百万円 (4) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 取得する株式の数：200株 内訳：㈱エイチエイチエス 120株 ㈱コーベックス 80株 取得価額：37百万円 内訳：㈱エイチエイチエス 22.2百万 ㈱コーベックス 14.8百万 譲渡後の持分比率：100% (5) その他 ㈱阪神パトロールは、平成19年 4 月 1 日付で、商号を阪神高速パトロール㈱に変更しております。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
高速道路事業	有形固定資産	建物	997	7	66	938	65	45	872
		構築物	13,552	814	39	14,327	1,348	1,005	12,979
		機械装置	14,734	9,063	27	23,771	3,344	2,500	20,426
		車両運搬具	496	—	5	491	174	117	317
		工具器具備品	248	5	6	247	126	47	120
		土地	153	—	153	—	—	—	—
		建設仮勘定	6,554	4,814	10,343	1,025	—	—	1,025
		計	36,737	14,704	10,641	40,800	5,059	3,717	35,741
	無固定資産	特許権	0	—	0	—	—	—	—
		ソフトウェア	309	103	—	412	134	95	277
		その他	1	86	39	48	—	—	48
		計	310	189	39	460	134	95	325
	合計		37,047	14,894	10,680	41,261	5,194	3,812	36,067
	関連事業	有形固定資産	建物	922	2	32	892	59	42
構築物			324	56	2	378	89	68	289
機械装置			27	—	—	27	2	2	24
工具器具備品			69	3	—	73	23	16	49
土地			1,667	153	292	1,528	—	—	1,528
建設仮勘定			—	57	57	—	—	—	—
合計		3,012	272	384	2,900	176	129	2,724	
各事業共用	有形固定資産	建物	3,094	1	3	3,092	219	147	2,872
		構築物	54	—	—	54	7	5	46
		車両運搬具	10	—	—	10	2	1	7
		工具器具備品	123	25	42	105	17	13	88
		土地	2,996	—	—	2,996	—	—	2,996
		建設仮勘定	—	1	1	—	—	—	—
		計	6,278	28	47	6,259	247	167	6,011
	無固定資産	ソフトウェア	3,574	520	—	4,094	1,063	743	3,031
		その他	87	15	102	0	—	—	0
		計	3,661	536	102	4,095	1,063	743	3,031
		合計	9,940	564	149	10,354	1,311	910	9,043
そ固 の定 他資 の産	有固 定 資 産	土地	1,263	31	185	1,109	—	—	1,109
		計	1,263	31	185 (14)	1,109	—	—	1,109
投資その他 の資産	長期前払費用	104	3	—	107	47	31	60	

(注) 1. 高速道路事業機械装置 高速道路事業建設仮勘定からの振替による増加 9,034百万円

2. 高速道路事業建設仮勘定 ETC設備等設置増設工事 1,025百万円

3. 高速道路事業建設仮勘定 高速道路事業構築物及び機械装置等への振替による減少 9,888百万円

4. その他の固定資産の「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

5. 当期償却額のうち、臨時償却は以下のとおりであります。

高速道路事業構築物 240百万円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	47	44	6	40	44
賞与引当金	879	848	879	—	848
回数通行券払戻引当金	3,867	—	153	388	3,326
ハイウェイカード損失補填引当金	6	—	4	—	1
役員退職慰労引当金	—	17	1	—	16
マイレージ割引引当金	287	1,048	761	—	574

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額（その他）は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2. 回数通行券払戻引当金の当期減少額（その他）は、見直しによる取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

I 流動資産

1 現金及び預金

内訳	金額（百万円）
現金	489
預金	
当座預金	—
普通預金	32,380
小計	32,380
合計	32,869

2 高速道路事業営業未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
(株)ジェーシービー	2,253
三井住友カード(株)	1,789
有料道路の料金体系に係る社会実験協議会	1,400
ユーシーカード(株)	1,009
トヨタファイナンシャルサービス(株)	974
その他	7,220
合計	14,647

(2) 滞留状況

前期末残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	滞留率 (D／A+B) (%)
11,825	128,733	125,910	14,647	10.4

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

3 たな卸資産

(1) 仕掛道路資産

科目		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
用地費	土地代	5,657	4,213	—	9,870
	労務費	1,102	831	—	1,933
	外注費	984	234	—	1,219
	経費	7,404	11,945	—	19,349
	金利等	124	259	—	383
	一般管理費人件費	131	231	—	362
	一般管理費経費	168	268	—	436
	計	15,571	17,983	—	33,555
建設費 (除却工事 費用その他 を含む)	材料費	—	—	—	—
	労務費	3,057	2,841	207	5,691
	外注費	40,691	26,767	3,183	64,274
	経費	959	522	37	1,444
	金利等	9,082	930	13	10,000
	一般管理費人件費	366	816	55	1,128
	一般管理費経費	468	945	67	1,345
	計	54,624	32,824	3,564	83,885
消費税等		1,566	1,061	841	1,785
合計		71,762	51,869	4,406	119,225

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛道路資産の期末残高

路線名	当期末残高 (百万円)
大阪府道高速 大和川線 (三宅西～三宅 J C T)	1
大阪府道高速 大和川線 (三宝 J C T～三宅西)	23,461
大阪府道高速道路 淀川左岸線 (島屋～海老江)	18,468
大阪府道高速道路 淀川左岸線 (海老江～豊崎)	593
神戸市道高速道路 神戸山手線南伸部	28,602
京都市道高速道路 新十条通 (山科～十条)	17,355
京都市道高速道路 油小路線 (上鳥羽～洛南連絡道路)	17,437
京都市道高速道路 油小路線 (十条～上鳥羽)	1,451
合計	107,371

(2) 貯蔵品

内訳	金額 (百万円)
建設資材等	50
貯蔵物品	49
合計	100

(3) 受託業務前払金
相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
国土交通省	8,230
京都市	3,095
大阪市	280
合計	11,607

Ⅱ 流動負債

1 高速道路事業営業未払金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	12,313
堺市	7,364
阪神高速技術(株)	1,979
川田・日塔建設工事共同企業体	1,344
阪神電気鉄道(株)	889
その他	4,832
合計	28,723

2 受託業務前受金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
国土交通省	8,356
京都市	3,295
大阪市	263
合計	11,915

Ⅲ 固定負債

1 道路建設関係社債

内訳は「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ⑤連結附属明細表 社債明細表」に記載しております。

2 道路建設関係長期借入金

借入先	金額（百万円）
財務省	61,742
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	30,661
(株)りそな銀行	2,037
(株)三井住友銀行	1,429
(株)みずほコーポレート銀行	1,427
その他	5,487
合計	102,783

3 その他の長期借入金

借入先	金額（百万円）
(株)みずほコーポレート銀行	1,848
(株)三井住友銀行	1,842
(株)三菱東京UFJ銀行	1,281
(株)りそな銀行	1,194
農林中央金庫	963
(株)新生銀行	703
合計	7,833

4 退職給付引当金

区分	金額（百万円）
未積立退職給付債務	17,001
未認識数理計算上の差異	410
合計	17,411

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、10,000株券及びその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号 阪神高速道路株式会社本社 — — 無料 新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号 阪神高速道路株式会社本社 — — 無料
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社ではありますが、全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため、証券取引法（昭和23年法律第25号）第24条の7第1項の適用はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

平成19年2月21日近畿財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

平成19年3月1日及び平成19年3月9日近畿財務局長に提出。

平成19年2月21日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

平成19年3月15日に発行した当社第1回社債（阪神高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付）（発行価額の総額金4,997百万円）（以下「第1回社債」といいます。）には保証は付されていません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、第1回社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が第1回社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態及び経営成績の分析 (1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成19年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成19年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

⑤ 資本金及び資本構成

平成18年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	4,463,874百万円
政府出資金	3,408,856百万円
地方公共団体出資金	1,055,018百万円
II 資本剰余金	850,932百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
III 利益剰余金	51,778百万円
当期未処分利益	51,778百万円
資本合計	5,366,585百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的
高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
 - (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）

- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
- (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xi) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務

(c) 事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
- (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年 2 月20日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 2 月20日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月28日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。